

杉並区男女共同参画行動計画

～誰もが共に認め支え合い いきいきと輝ける 杉並のまち～

— 令和4年度～令和12年度 —

進捗状況調査報告書

(令和5年度実績)

令和7年3月

杉並区

杉並区男女共同参画都市宣言

人は歴史を創り 人は未来を創る

思いやりの心をもとに

男女が 性別を超え 世代を超え

互いに個性や能力を尊重し

さまざまな分野に参画し

心豊かな 明日の世代へ夢をつなげ

平等と平和の輪を広げるため

杉並区は

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成9年12月1日



はじめに

杉並区は「杉並区男女共同参画行動計画（令和4年度～令和12年度）」（以下「行動計画」という。）を令和4年5月に改定し、「誰もが共に認め支え合い いきいきと輝ける 杉並のまち」を基本理念として5つの取組方針を定め、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。

行動計画の5つの取組方針の下に掲げられた取組項目及び事業は、性別にかかわらず平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくというジェンダー平等の視点を重視して取りまとめています。

行動計画を進めるにあたっては、その着実な推進と実効性の確保を図るため、進捗状況調査を毎年度実施・公表することとしております。今回は、令和5年度事業の実績について区担当課による自己評価を基に、庁内推進組織において進捗状況の評価・検証を行い、杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員の意見とそれに対する区の考え方を掲載し、報告書としてまとめました。

区ではこうした評価・検証を踏まえて、今後行動計画の更なる推進に取り組んでまいります。引き続き区民の皆様をはじめ、関係者の方々のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和7年3月

杉並区区民生活部男女共同参画担当

目 次

1 行動計画の概要

(1) 計画の位置付け.....	2
(2) 計画期間.....	2
(3) 計画の推進体制と進捗管理.....	2

2 進捗状況調査の概要

(1) 調査の目的.....	3
(2) 調査の概要.....	3
(3) 報告書の見方.....	3

3 行動計画の体系・事業

取組方針・取組項目・事業体系.....	4
---------------------	---

4 各取組の進捗状況（担当課評価）

(1) 取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する	
取組項目① 男性の家事・育児への参画の促進.....	6
取組項目② 安心して出産と子育てができる環境の充実.....	8
取組項目③ 介護者支援の充実.....	22
取組項目④ 誰もが働きやすい職場づくりの推進.....	25
取組項目⑤ 就労支援の充実.....	30
(2) 取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する	
取組項目⑥ 事業所における女性登用の積極的推進.....	33
取組項目⑦ 意思決定過程への女性の参画促進.....	35
取組項目⑧ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進.....	37
(3) 取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する	
取組項目⑨ 区民・地域に対する男女共同参画の啓発.....	40
取組項目⑩ 学校教育における男女共同参画の啓発.....	45
(4) 取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する	
取組項目⑪ 女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供.....	47
取組項目⑫ 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実.....	50
取組項目⑬ 配偶者暴力等被害者支援と各種連携の強化.....	54
(5) 取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する	
取組項目⑭ ひとり親家庭支援の充実.....	61
取組項目⑮ 女性がいいきと暮らせる健康づくり.....	63
取組項目⑯ 女性の生活に関わる相談体制の充実.....	67
(6) 計画の推進に向けて.....	68

5 杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員の意見

主な意見とそれに対する区の考え方.....	74
-----------------------	----

6 参考資料

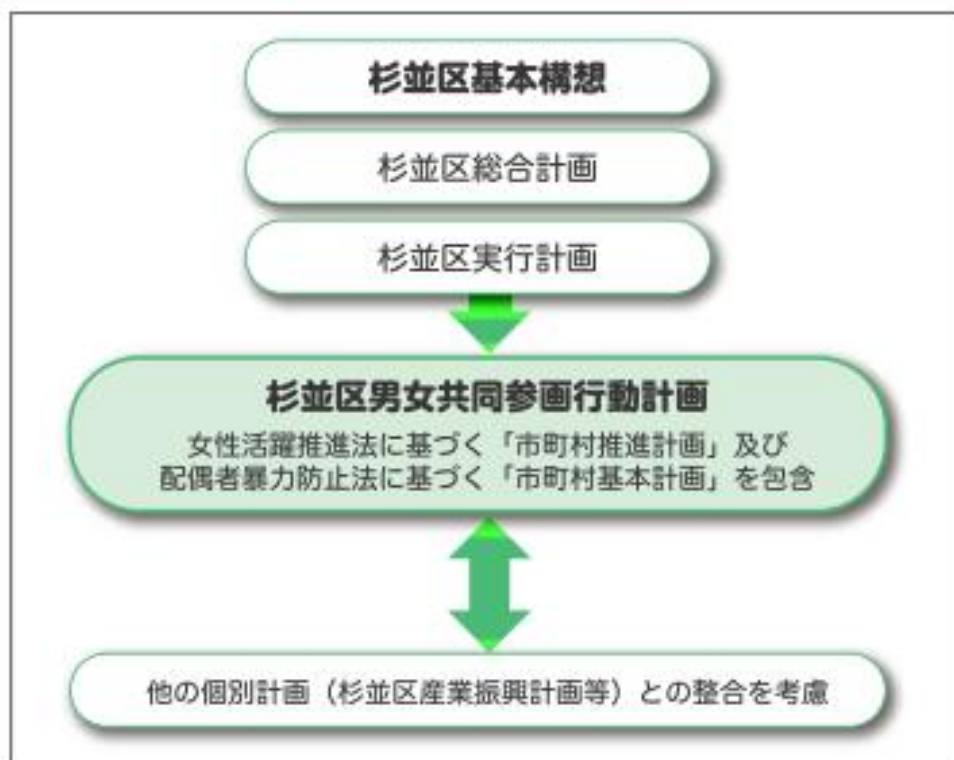
(1) 杉並区男女共同参画行動計画における各事業のジェンダー統計.....	78
(2) 杉並区における意思決定過程への女性参画状況.....	80

1 行動計画の概要

(1) 計画の位置付け

- 行動計画は、「杉並区基本構想」をはじめとする上位計画を踏まえた個別計画として、男女共同参画社会の実現に向けた区の基本理念や取組方針と具体的な取組内容等を総合的・体系的に示すもので、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画行動計画」となります。
- また、行動計画の一部は、女性活躍推進法第6条第2項に規定する「市町村推進計画」及び配偶者暴力防止法第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」を包含するものとしています。

【計画の位置付け】



(2) 計画期間

- 令和4年度（2022年度）から令和12年度（2030年度）までの9年間です。
- なお、上位計画である「杉並区総合計画」の改訂等を踏まえて、所要の改定・見直しを行っていきます。

(3) 計画の推進体制と進捗管理

- 行動計画の推進にあたっては、庁内推進組織である「杉並区男女共同参画推進会議」（以下「推進会議」という。）のもと、男女共同参画に関する施策を総合的に推進します。推進会議は行動計画の進捗状況の評価・検証を行います。
- 各事業の進捗状況調査を毎年度実施・公表します。また、杉並区男女共同参画推進区民懇談会から意見を聴取します。
- 基本的に3年ごとの頻度で「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」を実施します。その結果を用いて、行動計画の指標の達成度を測ります。

2 進捗状況調査の概要

(1) 調査の目的

○行動計画の進捗状況を明らかにし、各事業の着実な推進と実効性の確保を図るため、令和5年度事業の実績について、区担当課の評価等の進捗状況を評価・検証し、とりまとめた報告書を公表します。

(2) 調査の概要

○行動計画における全事業について、各事業における評価対象年度の計画値と実績値をもととし、事業担当課の自己評価、当該年度の事業実施による取組成果やそれに基づく当該事業における課題・分析を行います。

(3) 報告書の見方

- 「事業名」「担当課」及び当該事業の概要を記載しています。
- 指標として設定している項目について、評価対象年度からみた「前年度の計画及び実績」「当該年度の計画及び実績」「翌年度の計画」を記載しています。
- 事業を実施することによって得られた成果、具体的な課題及びその要因等を記載しています。
- 評価対象年度の翌年度以降の事業の方向性や改善策を記載しています。

事業の方向性は以下のとおり設定しています。

拡 充	事業の規模または内容を拡大
現状維持	事業を現在の規模または内容で継続
見 直 し	事業の規模または内容を変更
そ の 他	上記に該当しないもの

1	男性の家事・育児支援講座	男女共同参画担当
---	--------------	----------

(1) 事業の概要

男女平等推進センター啓発講座において、区内で活動する地域団体や NPO 法人等の企画・運営による「男性の家事・育児への参画促進」のための講座を実施する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①「男性の家事・育児への参画促進」のための啓発講座数	計画	① 2 講座②120 人	① 3 講座②214 人	① 2 講座②112 人
②「男性の家事・育児への参画促進」のための啓発講座の参加者数	実績	① 2 講座②76 人	① 3 講座②131 人	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

NPO 法人3団体の企画・運営により、「炊飯器で料理!お父さんのホメられ時短メシ」、「夫婦って我慢やケンカが当たり前!」、「賢い子を育てるパパの育休」と題した講座を開催した。特に「炊飯器で料理! お父さんのホメられ時短メシ」は、定員を超える多数の応募があり、参加者から「自宅での家事育児時間が増えた」、「親子の絆を深める大切な時間だった」等の声が寄せられた。その他講座も「有意義だった」というアンケート結果が多数得られた。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き男性が育休を取得する意義、夫婦間のコミュニケーション等の知識を学ぶ講座や料理教室等の開催を通して、男性の家事・育児への参画を促す。また、広報すぎなみやチラシ、SNS 等様々な媒体を有効に活用して講座の周知を行い、より多くの区民の方、子育て世代の方の参加に努める。	

3 行動計画の体系・事業

取組方針・取組項目・事業体系

取組方針・取組項目	No.	事業名	掲載ページ
取組方針 1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する			
取組項目① 男性の家事・育児への参画の促進	1	男性の家事・育児支援講座	<u>6</u>
	2	パパと遊ぼう	<u>7</u>
	再掲	(No.3 の一部) 出産育児準備教室	7
取組項目② 安心して出産と子育てができる環境の充実	3	安心して妊娠・出産できる環境の整備	<u>8～10</u>
	4	産後における母子支援の充実	<u>11</u>
	5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	<u>12～15</u>
	6	地域における子育て支援体制の充実	<u>16～17</u>
	7	保育施設等の整備・充実	<u>18</u>
	8	多様なニーズに対応した保育サービスの推進	<u>19～20</u>
	9	学童クラブの整備・充実	<u>21</u>
	再掲	(No.49) 特定不妊治療費の助成	21
	再掲	(No.50) 不妊相談	21
取組項目③ 介護者支援の充実	10	家族介護者支援事業の充実	<u>22</u>
	11	介護における心の相談	<u>23</u>
	12	ダブルケア等の支援	<u>24</u>
取組項目④ 誰もが働きやすい職場づくりの推進	13	ワーク・ライフ・バランスセミナー	<u>25</u>
	14	事業所への働き方改革に関する情報提供	<u>26</u>
	15	子育てを応援する企業・事業者の取組推進	<u>27</u>
	16	総合評価方式による入札	<u>28</u>
	17	一般事業主行動計画の策定等支援	<u>29</u>
取組項目⑤ 就労支援の充実	18	女性の再就職支援の推進	<u>30</u>
	19	創業支援	<u>31</u>
	20	ひとり親の就業支援	<u>32</u>
取組方針 2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する			
取組項目⑥ 事業所における女性登用の積極的推進	21	区役所における女性活躍の推進	<u>33</u>
	22	事業所における女性活躍の推進	<u>34</u>
取組項目⑦ 意思決定過程への女性の参画促進	23	区の審議会等委員における女性の積極的登用の推進	<u>35</u>
	24	多様な区民参加手法の推進	<u>36</u>
取組項目⑧ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進	25	地域防災における男女共同参画の推進	<u>37</u>
	26	防災会議における男女共同参画の推進	<u>38</u>
	27	女性のための防災講座	<u>39</u>

取組方針・取組項目	No.	事業名	掲載 ページ
取組方針 3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する			
取組項目⑨ 区民・地域に対する男女共同参画の啓発	28	男女平等推進センター啓発講座	<u>40</u>
	29	男女平等推進センターにおける情報・資料提供	<u>41</u>
	30	男女共同参画啓発講座	<u>42</u>
	31	性的少数者に対する理解の促進	<u>43</u>
	32	地域団体への男女共同参画の意識づくり	<u>44</u>
取組項目⑩ 学校教育における男女共同参画の啓発	33	学校における男女平等教育の推進	<u>45</u>
	34	教職員に対する人権教育研修	<u>46</u>
取組方針 4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する			
取組項目⑪ 女性に対する暴力を未然に防ぐ意識 啓発、情報提供	35	配偶者暴力等防止啓発活動の推進	<u>47</u>
	36	若年層に対する暴力防止教育の推進	<u>48</u>
	37	女性のための犯罪被害防止講座	<u>49</u>
取組項目⑫ 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実	38	DV 専用ダイヤル	<u>50</u>
	39	あらゆる暴力・女性問題に対する相談	<u>51</u>
	40	母子・女性・家庭相談	<u>52</u>
	41	子どもと家庭の相談	<u>53</u>
取組項目⑬ 配偶者暴力等被害者支援と各種連携の 強化	42	配偶者暴力相談支援センターの運営	<u>54</u>
	43	DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置	<u>55～58</u>
	44	母子生活支援施設への入所等支援	<u>59</u>
	45	各種関係機関・庁内関係各課との連携	<u>60</u>
取組方針 5 女性の健康と生活の困難を支援する			
取組項目⑭ ひとり親家庭支援の充実	46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	<u>61</u>
	47	ひとり親家庭相談	<u>62</u>
取組項目⑮ 女性がいきいきと暮らせる健康づくり	48	心の健康づくりの推進	<u>63</u>
	49	特定不妊治療費の助成	<u>64</u>
	50	不妊相談	<u>65</u>
	51	子宮頸がん・乳がん検診	<u>66</u>
取組項目⑯ 女性の生活に関わる相談体制の充実	52	男女平等推進センター相談事業	<u>67</u>
計画の推進に向けて			
	1	特定事業主行動計画の推進	<u>68</u>
	2	在宅勤務型テレワークの推進	<u>69</u>
	3	ハラスメント防止体制の推進	<u>70</u>
	4	男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進	<u>71～72</u>
	5	性的少数者に対する理解の促進	<u>73</u>

4 各取組の進捗状況(担当課評価)

(1)取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する(20 事業)

〈基本的な考え方〉

依然として、固定的な性別による役割分担意識が根強く残っている実態を踏まえ、家庭や職場での意識改革と男女のより良い協働を図ります。出産・子育て環境や介護者支援の充実に取り組み、これらを通して、家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します。

取組項目① 男性の家事・育児への参画の促進(2事業)

指標		現状値 (R3)	R6 目標	R9 目標	R12 目標
家庭内で家事の分担が男性・女性とも同程度になっている割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)		25.7%	40.0%	45.0%	50.0%
1	男性の家事・育児支援講座	男女共同参画担当			

(1)事業の概要

男女平等推進センター啓発講座において、区内で活動する地域団体や NPO 法人等の企画・運営による「男性の家事・育児への参画促進」のための講座を実施する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①「男性の家事・育児への参画促進」のための啓発講座数	計画	① 2 講座②120 人	① 3 講座②214 人	① 2 講座②112 人
②「男性の家事・育児への参画促進」のための啓発講座の参加者数	実績	① 2 講座②76 人	① 3 講座②131 人	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

NPO 法人 3 団体の企画・運営により、「炊飯器で料理!お父さんのホメられ時短メシ」、「夫婦って我慢やケンカが当たり前!」、「賢い子を育てるパパの育休」と題した講座を開催した。特に「炊飯器で料理! お父さんのホメられ時短メシ」は、定員を超える多数の応募があり、参加者から「自宅での家事育児時間が増えた」、「親子の絆を深める大切な時間だった」等の声が寄せられた。その他講座も「有意義だった」というアンケート結果が多数得られた。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き男性が育休を取得する意義、夫婦間のコミュニケーション等の知識を学ぶ講座や料理教室等の開催を通して、男性の家事・育児への参画を促す。また、広報すぎなみやチラシ、SNS 等様々な媒体を有効に活用して講座の周知を行い、より多くの区民の方、子育て世代の方の参加に努める。	

2	パパと遊ぼう	児童青少年課
---	--------	--------

(1) 事業の概要

子ども・子育てプラザにおいて、家族ぐるみの利用と父親の育児参画の促進を図るため、土・日曜日の事業として「パパと遊ぼう」を実施する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
「パパと遊ぼう」の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

すべての子ども・子育てプラザで実施している「パパと遊ぼう」は、各施設の実情に応じて事業名を変更したところもあるが、父親を含む家族ぐるみの支援という目的で、令和5年9月に新設されたプラザ下高井戸も加わって、全7所で通年開催している。当初、土・日曜日の事業として開始したが、平日の利用ニーズが高まってきたことを受け、平日にも実施することとしたほか、対象をプレパパにも拡大し、プログラムの充実を図った。また、父親だけでなく母親と一緒に家族で参加する家庭もあり、年間参加者数は令和4年度の5,279人から令和5年度には8,621人に大幅に増加した。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
保護者の働き方が多様化する中、平日にも子ども・子育てプラザを訪れる父親が増えている。そのため、本事業は平日も含めて引き続き実施するとともに、プラザで行うその他の事業でも父親の育児参画の促進を図り、家族単位でのプラザの利用を目指す。また、休日パパママ学級の実施日に合わせ、プレママ・プレパパ向けの事業をプラザ内で実施することで、これから父親になる方が夫婦で育児に取り組むイメージが持てるよう促す。	

【再掲】	事業 No3の一部 出産育児準備教室(P9)	地域子育て支援課 保健サービス課
------	------------------------	---------------------

取組項目② 安心して出産と子育てができる環境の充実(7事業)

指標	現状値 (R3)	R6 目標	R9 目標	R12 目標
子育てが地域に支えられていると感じる人の割合 (区民意向調査)	74.5%	79.0%	82.0%	85.0%

3	安心して妊娠・出産できる環境の整備	地域子育て支援課 保健サービス課
	①ゆりかご面接	

(1)事業の概要

全妊婦を対象に、保健師等の専門職が面接を行い、心身の状況や家庭の状況等に応じた区のサービス等を盛り込んだ支援プランを作成し、妊娠から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行う。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
ゆりかご面接を受けた妊婦 の数	計画※	4,151 人	3,960 人	実施
	実績	4,128 人	3,958 人	

※計画値は妊娠届出者数を掲載

(3)令和5年度の成果と課題・分析

ゆりかご面接は、妊娠の届出をした妊婦を対象に助産師・保健師等の専門職が面接し、相談等の支援を行っている。水曜日の夜間や土曜日にも定期的に面接するほか、オンライン面接の機会も設けたことで、妊娠届出者数に対する面接実施率は99.9%となっている。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続きゆりかご面接での情報提供や相談対応を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実を図る。	

3	安心して妊娠・出産できる環境の整備	地域子育て支援課 保健サービス課
	②出産育児準備教室	

(1) 事業の概要

妊娠・出産についての正しい知識の普及や仲間づくり、子育てに関する情報提供を行う「母親学級」と、両親で協力して育児をする動機付け等を図る「パパママ学級」を実施する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
パパママ学級受講率※1 (受講者実人数÷2÷第1子出生数)※2	計画	56.0%	57.0%	57.0%
	実績	61.6%	60.4%	

※1 第一子の出生数に対する受講者の割合 (対象は初産婦)

※2 令和4年度：受講者実人数：2,642人 第1子出生数：2,145人

令和5年度：受講者実人数：2,512人 第1子出生数：2,079人

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

令和4年度から休日オンライン学級として「パパママ学級」を実施したこと、また、令和5年度から受講者等の意見要望を反映し、休日の開催場所を子ども・子育てプラザに変更し、受入れ人数の増加を図ったことにより、受講率が向上し、令和5年度も計画値を超える受講率となった。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
教室の内容については、受講者等の意見要望の反映や、感染症対策で変更していた内容の見直しを行うことにより、充実した学級運営に努める。ゆりかご面接等の機会を活用し、「パパママ学級」の周知を行うことにより、受講率の向上を目指す。	

3	安心して妊娠・出産できる環境の整備	地域子育て支援課 保健サービス課
	③妊産婦健康診査等	

(1) 事業の概要

妊産婦及び乳児の死亡率の低下や障害予防に役立てるため、妊産婦健康診査を実施する。また、妊娠中の歯と口腔の保持増進を図る妊婦歯科健康診査と、産婦の身体的・精神的な健康の保持を目指した産婦健康診査を実施する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査受診率 (1回目受診者数÷受診票交付者数)※	計画	96.5%	96.5%	96.5%
	実績	96.1%	95.5%	

※ 令和4年度：1回目受診者数：3,990人 受診票交付者数：4,151人
令和5年度：1回目受診者数：3,782人 受診票交付者数：3,960人

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

妊娠届出時に実施する「ゆりかご面接」において受診勧奨を行うことにより、妊婦健康診査の受診率は95%前後で推移しているが、昨年度と比較すると微減となっている。妊婦への経済的負担を軽減するため、妊婦超音波検査における受診票の交付枚数を1回分から4回分まで拡充した。また、多胎妊婦には通常交付する妊婦健康診査受診票14回分に加え、15～19回までの健診代を償還払いで対応する事業を開始した。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
妊娠届出数の減少傾向に伴い、妊婦健康診査受診票交付者数も減少していくことが予想される。受診率は95%前後で推移しているが、引き続き、妊娠届出時のゆりかご面接等で受診勧奨を行うことにより、受診率の向上を図っていく。	

4	産後における母子支援の充実	地域子育て支援課 子ども家庭支援課 保健サービス課
---	---------------	---------------------------------

(1) 事業の概要

母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るため、心身の不調や育児不安がある母子を対象に支援する「産後ケア事業」を実施する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
産後ケア事業 要支援家庭産後ケア事業 利用者数(延)	計画	—	—	—
	実績	<u>産後ケア事業</u> 宿泊型：256人 日帰り(個別)：449人 日帰り(少人数)：905人 <u>要支援家庭産後ケア事業</u> ショート：40人 デイ：232人 母子訪問：766人	<u>産後ケア事業</u> 宿泊型：411人 日帰り(個別)：758人 日帰り(少人数)：698人 <u>要支援家庭産後ケア事業</u> ショート：26人 デイ：252人 母子訪問：443人	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

産後ケア事業は、対象者の変更、利用者負担額の見直し等により年々利用者が増加している。現在利用申請はスマートフォン等で行うことができるが、利用にあたり必要な利用承認通知書は紙の管理となっているため、通知書のデジタル化を進める等により、利用者の利便性向上を図ることが求められている。要支援産後ケア事業は、心身の不調や育児不安等から継続的な支援が必要な産後の母子に対し、母体のケアや休養、育児不安の軽減、育児技術の習得等を図るため、ショートステイ・デイケア及び訪問により適切な支援を実施した。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
産後ケア事業は、利用者からの声を基に、引き続き利便性の向上と質の確保を図っていく。また、現在紙の利用承認通知書で運用しているが、利用者数の増加により利用回数管理が煩雑となっていることから、利用承認通知書をデジタル化し、回数管理システムを導入することで、利便性の向上と的確で迅速な事務処理に努める。要支援産後ケア事業は、引き続き、支援が必要な母子を対象に、ショートステイ・デイケア及び訪問による産後ケアを実施し、母体の休養や育児不安の軽減、育児手技の習得等の支援を行う。	

5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	地域子育て支援課
	①ファミリー・サポート・センター事業	

(1) 事業の概要

短時間の子どもの預かりや保育園等への送迎等、子育て支援が必要な利用会員と、支援ができる協力会員による相互援助活動を実施する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
援助活動率 (活動回数÷依頼件数)※	計画	100%	100%	100%
	実績	87.2%	87.6%	

※ 令和4年度：活動回数：3,229回 依頼件数：3,703回
令和5年度：活動回数：4,354回 依頼件数：4,968回

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

令和5年度の会員数は、利用会員が869名（前年度比64名減）、協力会員が237名（前年度比8名増）、両方会員が2名となっている。当事業の会員数増加及び利用促進を図るために、広報紙への掲載や区の掲示板におけるポスター掲示、協力会員の少ない地域に出向き、募集説明会を開催する等の取組を行った。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
地域における子育ての相互援助活動として位置付けられる当事業だが、協力会員の確保が引き続き課題となっているため、広報等での周知や説明会の開催等の取組を継続する。また、必要な研修を行い、協力会員への支援の充実を図る。	

5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	地域子育て支援課
	②訪問育児サポーター事業	

(1) 事業の概要

0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行う。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問育児サポーター利用人数	計画	200人	150人	150人
	実績	85人	138人	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用人数は100人弱で推移したが、令和5年度については、138人と増加に転じた。社会情勢の変化に伴い子育て世帯が感じる不安感・負担感も多様化するなか、よりきめ細やかな支援が行えるよう、サポーターのスキルアップ研修や交流会を通じてさらなる質の向上を図る必要がある。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
利用者の満足度が高い事業である一方、利用人数が計画値に達していない現状にあることから、今後もすこやか赤ちゃん訪問の機会等を通じ、事業の周知を図るとともに、委託先の杉並区社会福祉協議会と協議しながらサポーターの育成を図り、事業の充実に努める。	

5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	地域子育て支援課
	③一時預かり事業	

(1) 事業の概要

子育て中の保護者のリフレッシュ等を目的として、乳幼児の一時預かりを実施する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①一時預かり事業年間延べ利用者数 ②年間利用稼働率 (ひととき保育及び子ども・子育てプラザ内一時預かり事業の年間利用総時間÷年間稼働総時間)※	計画	①16,300人 ②60.0%	①19,000人 ②60.0%	①21,100人 ②60.0%
	実績	①17,437人 ②45.6%	①19,092人 ②48.8%	

※ 令和4年度：年間利用総時間：165,843時間 年間稼働総時間：75,314時間
令和5年度：年間利用総時間：170,216時間 年間稼働総時間：82,461時間

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

令和5年度は、一時預かり事業全体の延べ利用人数は19,092人（ひととき保育：9,770人、プラザ一時預かり事業：9,322人）と令和4年度より1,655人増加した。また、稼働率も48.8%と、令和4年度より3.2%上昇した。ただし、目標値には達していないため、稼働率を高める取組として、利用申込方法の改善等を検討する必要がある。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
子育て家庭の利便性の向上、一時預かり事業者等の負担軽減及び事務処理の効率化を図るため、令和7年度に一時預かり利用申込みシステムの導入を予定している。令和6年度はシステムの導入に向け、導入及び運用業務の公募型プロポーザルを実施するとともに、関係所管との調整、運用体制の整備を進めていく。	

5	子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進	地域子育て支援課
	④子育て応援券事業	

(1) 事業の概要

「親の子育て力」と「地域の子育て力」を高めることにより、子どもが健やかに育ち、子育てを共に支える地域をつくることを目的として、民間事業者等が実施する子育て支援のサービスに利用できる「子育て応援券」を区内の子育て世帯と妊産婦に交付する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て応援券交付当該年度利用率 (当該年度に交付された券の利用額÷交付額)※	計画	35.0%	35.0%	35.0%
	実績	31.9%	35.4%	

※令和4年度：利用額：164,459千円 交付額：515,305千円
令和5年度：利用額：153,428千円 交付額：433,905千円

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

令和2年度以降新型コロナウイルス感染症の影響もあり、子育て応援券交付当該年度利用率は31%前後で推移したが、令和5年度については、感染症の収束傾向に伴い、35.4%と増加し目標値を達成した。さらなる利用率向上のために利用者の利便性向上やサービスの充実を図る必要がある。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
令和6年度よりアプリ版応援券の導入及び有償応援券購入手続の電子申請・電子決済等、子育て応援券のデジタル化を実施する。また、利用状況の分析や区民等の意見聴取等を行い、子育てを地域で支え合うという事業目的を達成する仕組みとなるよう、事業の継続的な評価・検証を行い、必要に応じて見直しを図る。	

6	地域における子育て支援体制の充実	地域子育て支援課
	①子どもセンター	

(1)事業の概要

地域の子育て支援情報の提供や、様々な子育て支援サービス・施設の利用に関する相談を行う。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	19,000 件	19,000 件	19,000 件
	実績	15,428 件	14,554 件	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

保健センターや子ども・子育てプラザと連携を図り、地域の身近な相談窓口として、子育て支援サービスや保育施設等の利用相談・申請受付、情報提供を行うとともに、乳幼児親子や妊婦が集う場に出向き、より身近な場所で情報提供を行う出張型利用者支援事業を行った（実施回数：163 回）。また、就労や子育て等で多忙な利用者が相談しやすいように、令和5年9月に窓口予約システムを導入した結果、前年度同時期（9月～11月）の予約数と比較して1.77 倍の増加となった。妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、区のサービスだけではなく、地域の社会資源も活用した多様な子育て支援サービスについての情報提供や相談が求められている。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
妊婦や子育て家庭が必要なサービスを利用しながら安心して子育てができるよう、母子保健分野や他の関係機関と連携し利用者支援事業を行うとともに、児童館や図書館に加え、つどいの広場や子育てきずなサロン等、妊婦や乳幼児親子に身近な場所での出張型利用者支援事業を継続的に実施する。また、相談しやすい寄り添い型の支援のあり方について課題整理を行い、子どもセンター、子ども・子育てプラザ、保健センターとの連携を深めるために設置した利用者支援事業連絡会で情報共有を図る。	

6	地域における子育て支援体制の充実	児童青少年課
	②子ども・子育てプラザ	

(1) 事業の概要

乳幼児親子同士の交流の機会や安全・安心な遊びの場が提供できるよう、子ども・子育てプラザを区内 14 か所に整備する取組を計画的に進める。

(2) 計画と実績

指標		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①子ども・子育てプラザ数	計画	① 6 所②191,000 人	① 7 所②239,000 人	① 7 所②271,000 人
②子ども・子育てプラザ利用者数（乳幼児親子）	実績	① 6 所②205,806 人	① 7 所②260,855 人	

(3) 令和 5 年度の成果と課題・分析

令和 5 年 9 月に子ども・子育てプラザ下高井戸を開設し、これにより区内 7 所に子ども・子育てプラザが整備され、より多くの乳幼児親子が集い交流する場となり、利用者からも高い評価を得ることができた。今後も、乳幼児親子等の集いの場として、引き続き乳幼児親子や妊娠中の方が安心して気軽に利用できる居場所の充実に努めていく必要がある。

(4) 令和 6 年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
子ども・子育てプラザは、地域子育て支援拠点として、乳幼児が遊びや体験に触れることができるイベントや保護者の子育てを支援するための講座を充実していく等、引き続き子どもの健やかな成長や子育て力の向上を支援する事業の充実に取り組む。なお、子ども・子育てプラザを含む乳幼児親子の居場所については、令和 6 年度中に策定する予定の「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、充実に向けた取組を進めていく。	

7	保育施設等の整備・充実	保育課
---	-------------	-----

(1)事業の概要

歳児別・地域別の保育需要に見合った整備に取り組み、引き続き、希望するすべての子どもが認可保育所※に入所できる環境を実現する。

※認可保育所…児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たし都道府県知事に認可された保育所。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①認可保育所整備率 (認可保育所定員数÷就学前児童人口)※	計画	① — ② 0 人	① — ② 0 人	
②保育所入所待機児童数	実績	①62.6%② 0 人	①65.0%② 0 人	

※令和4年度：定員数：14,963人 就学前児童人口：23,899人
令和5年度：定員数：14,895人 就学前児童人口：22,906人

(3)令和5年度の成果と課題・分析

既存の認可保育所1所について、地域の保育需要を踏まえ、新園舎への移転に合わせて定員の適正化を図った。令和6年4月の認可保育所決定率は98.1%に達している。令和5年度の総合計画・実行計画等の改定の際に、令和5年4月に希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境をおおむね実現したことを踏まえ、実行計画事業「保育施設等の整備・充実」を廃止した。このことから、総合計画・実行計画との整合を図るため、当該事業を廃止する。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し

8	多様なニーズに対応した保育サービスの推進	保育課
	①障害児保育の拡充	

(1) 事業の概要

障害児保育の需要に応えるため、区立保育園の障害児指定園 15 園のほか、私立保育園を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、医療的ケアが必要な児童の受け入れの拡充を図る。

(2) 計画と実績

指標		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①障害児指定園数	計画	①15 園②1,850 人	①15 園②1,800 人	①15 園②1,900 人
②障害児保育在籍児童数	実績	①15 園②1,766 人	①15 園②1,862 人	

(3) 令和 5 年度の成果と課題・分析

障害児保育については、居住する地域にある保育施設を利用できるよう、区立・私立施設での受け入れが進んでいる。障害児保育に取り組む施設に対しては、園長経験者による巡回訪問や心理専門職による巡回指導を通じて、必要な助言・指導を行い保育の充実に努めた。医療的ケア児の保育施設の利用については、保育課が調整役となり、保護者・施設・コーディネーターと相談しながら受け入れを進めた。また、令和 5 年は、年齢や医療的ケアの種別に関わらず受け入れができるための体制の強化について検討を進めた。

(4) 令和 6 年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
引き続き保育士が専門知識を学べる機会の確保や心理専門職による巡回指導の推進により、区内すべての認可保育所における障害児保育の充実に図る。医療的ケア児について区立障害児指定園 15 園を基盤として、年齢や医療的ケアの種別に関わらず受け入れができるよう、必要な環境整備を進めていく。	

8	多様なニーズに対応した保育サービスの推進	保育課
	②病児保育	

(1) 事業の概要

病気等で保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①病児保育施設数	計画	①4所②3,391人	①4所②3,422人	①5所②3,512人
②病児保育室延利用者数	実績	①4所②2,971人	①4所②3,841人	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

保育施設でのヘルパンギーナ等の感染症の流行により、令和4年度に比べ病児保育室延利用者数が870名増加した。令和3年7月に4所目となる病児保育室を開設し、令和6年6月に5所目の開設を予定している等、多様なニーズに応じた保育サービスの提供を推進してきた。しかし、現在の設置場所が荻窪、西荻窪地域に集中しているため、地域偏在の解消が課題となっている。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
令和6年度に5所目の病児保育施設の開設を予定しているが、子どもの急病時に休むことができない世帯への支援の必要性に加え、地域偏在の解消や感染症流行期における需要と供給のバランス等を踏まえ、新たな病児保育室の設置について検討を行う。	

9	学童クラブの整備・充実	児童青少年課
---	-------------	--------

(1)事業の概要

小学校内に学童クラブを整備していくことを基本としながら、小学校に近接する小学生の放課後等の居場所の機能等を移転した後の児童館施設や区立施設等のスペースを有効に活用し、待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組む。また、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で生活を継続できるよう、学童クラブでの受入体制の充実を図る。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①学童クラブ受入数	計画	①5,432人②0人	①6,013人②0人	①6,178人②0人
②学童クラブ待機児童数	実績	①5,860人②280人	①6,047人②388人	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

小学校内へ新たな学童クラブを整備したほか、既存の学童クラブの拡張等により、児童の受入枠及び重度重複障害児の受入枠の拡大を図った。質の向上の取組として、福祉サービスの第三者評価の実施、育成室のWi-Fi環境の整備や学童クラブの入退室管理システムの導入準備を行った。保育需要の高まりに連動し、学童クラブの需要も引き続き増加している。それに伴い、待機児童が全体的に増加しており、特に即時に受入枠を拡大することが難しい地域では待機児童が多く発生している。待機児童の解消と、ニーズの変化に対応するための体制を検討していく必要がある。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
学童クラブ整備の方向性は、令和6年度に策定予定の「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」で定めるとしている。安心・安全な小学生の放課後等の居場所に対する多様化するニーズに応えていくため、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、学童クラブも含めた小学生の放課後等の居場所づくりの充実について具体的に検討を行う。	

【再掲】	事業 No49 特定不妊治療費の助成(P62)	地域子育て支援課 保健サービス課
------	-------------------------	---------------------

【再掲】	事業 No50 不妊相談(P63)	地域子育て支援課 保健サービス課
------	-------------------	---------------------

取組項目③ 介護者支援の充実(3事業)

指標	現状値 (R2)	R6 目標	R9 目標	R12 目標
今後も在宅での介護を続けていけると思う人の割合 (区民意向調査)	87.9%	90.0%	90.0%	90.0%

10	家族介護者支援事業の充実	高齢者在宅支援課
----	--------------	----------

(1)事業の概要

家族介護者の負担を軽減し、高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、①ほっと一息、介護者ヘルプ事業※1、②徘徊高齢者探索システム事業※2、③介護用品の支給事業等、区独自の多様な支援を行う。

※1「ほっと一息、介護者ヘルプ事業」…高齢者を同居で介護している家族の休息やリフレッシュを目的とした支援サービス。区が委託した民間事業者がヘルパーを派遣し、生活援助の代行を行う事業。

※2「徘徊高齢者探索システム事業」…認知症の高齢者が徘徊した時に、GPSを使用し位置情報を探索し、高齢者の早期発見と介護者の負担軽減を支援するサービス。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ほっと一息、介護者ヘルプ事業利用者数	計画	①1,950人	①1,950人	①1,992人
		②70人	②70人	②80人
		③4,563人	③4,563人	③4,992人
②徘徊高齢者探索システム事業利用者数	実績	①1,982人	①2,037人	
③介護用品の支給事業利用者数		②75人	②74人	
		③4,809人	③4,856人	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

高齢者を在宅等で介護している方の多様なニーズに対応するとともに、関係機関へ事業の周知を図った結果、「(2)計画と実績」のとおり計画値を上回る利用実績となり、介護者の休息の確保と負担軽減に寄与することができた。今後も高齢化の進展等に伴うニーズの増加に適切に対応していく必要がある。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
家族介護者支援事業については、杉並区実行計画（令和6～8年度）で、ニーズ予測に基づき、「介護用品支給事業」の事業量を拡充し、他の事業を含めた予算規模は現状維持で対応可能と見込んでいるところである。その上で、引き続き、必要な人に利用いただけるよう周知に努めるとともに、今後の実績を見ながら、状況に応じて事業量等の見直しを図っていくこととする。	

11	介護における心の相談	在宅医療・生活支援センター
----	------------	---------------

(1) 事業の概要

臨床心理士が介護者や関係機関の支援者からの相談を受け、共に考える「介護者の心の相談」を実施し、介護者の心の葛藤を整理しながら負担の軽減を図る。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	40 件	40 件	40 件
	実績	40 件	38 件	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

令和5年度の「介護者の心の相談」件数は、38 件（前年度比2 件減）であった。相談件数を増やしていくため、関係機関等に対して事業を改めて周知していく必要がある。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、臨床心理士による「介護者の心の相談」を通じて、介護者の心の葛藤を整理しながら負担の軽減を図っていく。	

12	ダブルケア等の支援	在宅医療・生活支援センター
----	-----------	---------------

(1)事業の概要

親の介護と育児を同時に行うダブルケアや、障害のある子と認知症の親等、複数の生活課題を抱えた世帯を支援する各機関からの相談に応じ、世帯全体に対して一体的な支援が行えるよう、関係機関をコーディネートする。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
各相談支援機関から在宅医療・生活支援センターへの相談件数	計画	400 件	400 件	430 件
	実績	408 件	451 件	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

在宅医療・生活支援センターでは、地域包括支援センター（ケア 24）や保健センター等の相談機関からダブルケアを始めとする複合的な課題を抱える世帯等に関する相談を 451 件受け付けた上で、相談機関のほか精神科医や弁護士等が参加する支援会議を 144 回開催し、支援内容等を検討した。また、困難事例等に関する研修を 5 回実施し、職員の対応力向上を図った。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
在宅医療・生活支援センターにおいて、引き続き、各相談機関からダブルケアを始めとする複合的な課題を抱える世帯等に関する相談を受け付けるとともに、精神科医や弁護士等の専門支援員が参加する支援会議の開催等を通じて各相談機関の対応を支援する。	

取組項目④ 誰もが働きやすい職場づくりの推進(5事業)

指標	現状値 (R3)	R6 目標	R9 目標	R12 目標
区内事業所においてワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	53.2%	65.0%	76.0%	87.0%

13	ワーク・ライフ・バランスセミナー	男女共同参画担当 産業振興センター
----	------------------	----------------------

(1)事業の概要

中小企業の事業主や労務担当者等を対象に、仕事と生活の調和に関する意識啓発を主眼とした講演会等を実施することにより、事業所側のワーク・ライフ・バランスに対する認識を高め、多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを促す。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
ワーク・ライフ・バランスセミナーの参加者数	計画	50 人	80 人	80 人
	実績	35 人	57 人	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

「パワハラ防止法」に基づく指針において SOGI ハラスメントがパワーハラスメントに含まれることが示される等、近年性の多様性に関して企業の適切な対応が求められていることを踏まえ、東京都労働相談情報センターとの共催により「LGBTQ+に関する知識と SOGI ハラスメント対応」のセミナーを開催した。性的マイノリティについて企業の適切な対応が必要である理由や具体的な対応方法等を学び、9割以上の参加者から「参考になった」等、肯定的な評価を得ることができた。一方で、申込者と実際の参加者の比率が7割にとどまったことから、開始日時等の見直し等、参加率を向上させるための改善策を検討する必要がある。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、東京都労働相談情報センターとの共催等により、育児や介護、働き方改革に関する事項等について中小事業主や労務担当者向けのセミナーを開催し、区内事業所がワーク・ライフ・バランスを推進する上で有益な情報が提供できるよう努める。	

14	事業所への働き方改革に関する情報提供	産業振興センター 男女共同参画担当
----	--------------------	----------------------

(1)事業の概要

区内事業所や労働者に対して、多様な働き方や長時間労働の見直し等、働き方改革に関する情報提供を行う。また、男性従業員の育児・介護休業の取得が推進されるよう、国・都が実施する様々な両立支援制度の周知を図る。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
啓発活動の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

国・都が作成したチラシを産業振興センター及び就労支援センターにおいて配架したほか、東京都との共催により実施した男女雇用平等セミナーや区が実施している異業種交流会で配付する等、働き方改革や育児・介護休業について情報提供を行った。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、産業振興センター及び就労支援センター等において働き方改革に関する情報提供や育児・介護休業について周知を図る。	

15	子育てを応援する企業・事業者の取組推進	子ども家庭部管理課
----	---------------------	-----------

(1)事業の概要

区内事業者の子育て支援に関する取組を推進するため、従業員の仕事と家庭の両立支援や地域の子育て支援に積極的に取り組み、成果を挙げている事業者を表彰する「子育て優良事業者表彰」を実施し、その取組内容等を公表・周知する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て優良事業者表彰受賞 事業者数	計画	—	6団体	—
	実績	—	4団体	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

令和5年度は、「子育て優良事業者表彰」の実施年度に当たり、最優良賞に1事業者を、優良賞に1事業者を、特別奨励賞に2事業者を選出し、表彰した。また、表彰事業者の優れた取組や表彰制度について周知を図るため、区HPに掲載するとともに冊子を作成し、区内事業者への周知を図り、子育て支援の意識啓発に寄与した。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
事業者による子育てしやすい職場環境整備やワーク・ライフ・バランスの実現を目指して、引き続き子育て支援制度等を事業者へ周知していき、表彰に向けた募集を隔年で実施する。	

16	総合評価方式による入札	経理課
----	-------------	-----

(1) 事業の概要

区が発注する一定規模の建設工事を対象に、区の子育て優良事業者表彰を受けている場合や次世代育成支援対策推進法に定める認定を受けている場合に、総合評価の加点対象とする入札方式を適用する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合評価方式による入札 実施件数	計画	実施	実施	実施
	実績	29 件	37 件	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

令和5年度は入札参加事業者が杉並区子育て優良表彰を受けており、総合評価方式による入札の実施を通して、子育て優良事業者表彰制度や次世代育成支援対策推進法に定める認定制度への周知・意識啓発を図ることができた。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
令和6年度より、新たな評価項目として女性技術者を配置する場合や東京ワーク・ライフ・バランス認定企業制度による認証を受けた場合を加点対象とすることで、男女共同参画の促進を図る。	

17	一般事業主行動計画の策定等支援	産業振興センター
----	-----------------	----------

(1)事業の概要

法改正等を踏まえ、区内事業者に対して、産業関係団体と連携して「一般事業主行動計画」の策定及び改定を促すとともに、国や東京都による支援制度の活用等を図りながら、同計画の策定及び改定を支援する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
啓発活動の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

産業振興センターの窓口において一般事業主行動計画の策定及び改定支援を行う体制をとったほか、産業振興センター及び就労支援センターの広報スタンドへのチラシ配架や区ホームページでの案内の掲載により周知を行った。事業者からの相談や支援実績はなく、制度の内容と区の支援策について、周知が行き届いていないことが課題であると考えている。セミナーの実施を検討していたが、事業者から要望のあった他のテーマでセミナーを実施したため、本事業に関するセミナーは実施しなかった。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
区内事業者向けのセミナーの実施を検討するとともに、引き続き産業団体と連携して、窓口、ホームページ等で周知を図り、一般事業主行動計画の策定及び改定の支援を行う。また、区で実施している異業種交流会や、東京都と共催により実施しているワーク・ライフ・バランスセミナーなど、事業主が参加する場においても周知を行い、より効果的な情報提供に努める。	

取組項目⑤ 就労支援の充実(3事業)

指標	現状値 (R2)	R6 目標	R9 目標	R12 目標
就労支援センターの利用により就職が決定した人数 (担当課調査)	465 人	850 人以上	850 人以上	850 人以上

18	女性の再就職支援の推進	男女共同参画担当 産業振興センター
----	-------------	----------------------

(1)事業の概要

子育てや介護で仕事を離職した女性等、就労を希望する女性を対象として、公益財団法人東京しごと財団との共催による女性再就職支援セミナーを開催し、女性のニーズに応じた再就職を支援する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
女性再就職支援セミナーの 参加者数	計画	50 人	100 人	100 人
	実績	26 人	106 人	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

東京しごとセンターとの共催により、都内の各地で展開されている「女性しごと応援キャラバン」を杉並区でも2回にわたり開催した。1回目は「明日から使える就活ノウハウ『通る書類・受かる面接』」をテーマに50名の方が参加し、2回目は「可能性を広げるしごと探し『応募したい求人に出会うコツ』」をテーマに56名の方が参加した。講座後のアンケートでは、いずれの講座も9割以上の参加者から「とても満足」「満足」との評価を得る結果となり、女性のニーズにあった情報を提供することができた。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
東京しごとセンターと共催で実施するセミナーにより、求職者のニーズに応じた再就職支援を継続することに加え、就労支援センターで実施している女性向け就職支援セミナーの実施回数を増やし、女性の就職支援の取組を拡充する。また、求職者に対して効果的にセミナーの情報提供を行うため、チラシ・広報紙・区ホームページ等様々な媒体を活用し、積極的な周知に努める。	

19	創業支援	産業振興センター
----	------	----------

(1)事業の概要

女性・若者等の創業を希望する人を対象に、起業に係る各種手続きや資金計画の立て方を学ぶセミナーを実施する。また、起業・創業した方の経験から学ぶワークショップ等を実施し、創業後の順調な発展につながる支援の充実を図る。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
セミナー参加者数	計画	40人	40人	40人
	実績	34人	37人	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

産業競争力強化法による認定を受けた「創業支援事業計画」に基づく事業であり、条件を満たすことで「特定創業支援等事業を受けたことによる優遇措置」を受けることができるものである。6月、10月の年2回開催だが、いずれも定員を超える申し込みがあり、終了後のアンケートでも満足度は100%に近い状況である。2回合計で40名募集に対して参加者は37名（内男性1名）で、出席率も非常に高く、内容、需要ともに受講者の希望にかなっているものと思われる。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
「特定創業支援等事業を受けたことによる優遇措置」を受けるための条件を満たすことを目的とするため、実施内容の大幅な変更は難しい。現在は実施曜日・時間が2回同一のため、このスケジュールでは参加できない潜在的ニーズに対応する必要性を考慮し、実施回数や開催日程・時間の変更等の必要性及び実現性を検討する。	

20	ひとり親の就業支援	子ども家庭部管理課
----	-----------	-----------

(1) 事業の概要

就労機会の拡大と生活の安定に寄与する資格の取得を目指すひとり親に対し、生活費や受講費用の負担軽減のための給付金を支給することにより、就労自立を支援する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
高等職業訓練促進給付金等 支給者数	計画	17人	21人	21人
	実績	8人	9人	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

国の動きに合わせて、対象講座の拡充等を継続し、個々の状況に合った支援を行った。支給実績が計画を下回ったが、この事業は国の事業のため対象講座や資格が定められており、相談者の想定どおりの利用が難しい場合があることと、事業を知らないひとり親が一定数いるためである。相談時には本事業の趣旨を共有し、要件に該当するか確認を行い、要件に該当しない場合には、代替案としてハローワークの職業訓練や給付金制度等を紹介し、就労自立につながるよう支援した。また、手当の資格更新の際に案内を同封する等し、周知を図った。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き積極的な情報提供を行い、事業の周知に取り組み、ひとり親またはその子どもが、事業を利用して就業し、その後安定した仕事に就き就労自立を果たせるよう支援を実施する。	

(2)取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する(7事業)

〈基本的な考え方〉

あらゆる分野で男女が共に活躍できる環境づくりの推進を図るため、未だ十分とは言えない、事業所における女性登用や意思決定過程への女性参画を拡大します。

取組項目⑥ 事業所における女性登用の積極的推進(2事業)

指標	現状値 (R3)	R6 目標	R9 目標	R12 目標
区内事業所における女性管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	25.4%	27.0%	28.5%	30.0%

21	区役所における女性活躍の推進	人事課
----	----------------	-----

(1)事業の概要

女性職員の活躍推進につながる研修等によるキャリアアップ支援を行い、管理職に占める女性職員の割合を増やす。また、男性職員の育児に関する休暇・休業の取得を促進し、女性が働きやすい環境づくりを進める。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理職及び係長級に占める女性職員の割合	計画	管理職：30.0% 係長級：50.0%	管理職：30.0% 係長級：50.0%	管理職：30.0% 係長級：50.0%
	実績	管理職：18.4% 係長級：43.8%	管理職：20.2% 係長級：46.1%	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

管理職における女性割合の実績は、令和3年度の21.2%から令和4年度は18.4%となり、下降傾向にあったが、令和5年度には20.2%と上昇に転じた。係長級に占める女性職員の割合は、令和3年度の43.8%から令和5年度の46.1%と徐々に上昇している。女性係長級の増加をどのように管理職へつなげていくかが課題と考えている。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年)」の成立を機に、杉並区では平成28年4月に「杉並区職員子育て支援・女子活躍推進行動計画」を策定した。 現在の計画は、女性職員のキャリア形成支援対策として、 (1) 自律的なキャリア形成の実現に向けた意識を高めるため研修を行う。 (2) 管理職選考試験当日の一時保育実施のほか、負担が少ない前倒し・分割の受験方式、Ⅱ類選考等について周知する。 (3) 管理職から所属職員への積極的な昇任勧奨を推進する。 等の対策を講じており、今後もこれらの対策を積極的に行い、更なる割合実績の向上に努める。	

22	事業所における女性活躍の推進	男女共同参画担当
----	----------------	----------

(1) 事業の概要

職場における固定的な性別による役割分担意識や仕事のやり方を見直し、女性が活躍しやすい職場づくりに向けた意識改革や風土の改善を促進するため、区内事業所に対して啓発冊子の配布等による働きかけを行う。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
啓発活動の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

区内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取組を促すため、「ワーク・ライフ・バランス推進ハンドブック」を作成し、企業向けセミナーの場や区立施設で配布を通じて、働きかけを行った。男女共同参画に関する意識と生活実態調査の結果によると、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所は52.6%にとどまっており、引き続き事業所の取組を促すための啓発活動が求められる。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
令和6年度は「ワーク・ライフ・バランス推進ハンドブック」の内容更新を予定している。更新に際しては、3年に1度実施する「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」から得られた区民及び区内事業所のワーク・ライフ・バランスに対する意識や取組状況について反映させるとともに、国や都の支援策についても情報更新を行う。事業所がワーク・ライフ・バランスを推進するうえで有用な情報を提供できるよう改善していく。	

取組項目⑦ 意思決定過程への女性の参画促進(2事業)

指標	現状値 (R2)	R6 目標	R9 目標	R12 目標
区の審議会等における女性委員の登用割合 (担当課調査)	36.3%	40.0%	45.0%	50.0%

23	区の審議会等委員における女性の積極的登用の推進	男女共同参画担当
----	-------------------------	----------

(1)事業の概要

区政における政策・方針の意思決定過程に女性の参画を進めるため、審議会等における女性委員の登用を推進する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
審議会における女性委員の 登用割合	計画	40.0%	40.0%	40.0%
	実績	34.1%	36.4%	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

各課に対して、所管する審議会への女性委員の積極的登用を依頼する文書通知を行った。令和4年度は7月に通知を発出していたが、女性委員の登用をより促進するため、通知の時期を審議会委員の改選時期である4月に合わせて1月に変更した。その結果、女性委員の登用割合は令和4年度に比べ、2.3%増加したものの、目標の40%には達していない現状である。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
女性委員の登用割合が40%に達していない主な原因としては、「団体推薦の委員に男性が多数を占めていること」が挙げられる。女性委員の登用割合を増やすためには、団体から女性を推薦していただけるような工夫が必要であり、引き続き女性委員の登用に関して、文書通知へ依頼例文を添付する等、女性委員の登用促進に向け各課へ働きかけを行う。	

24	多様な区民参加手法の推進	企画課
----	--------------	-----

(1) 事業の概要

より多くの区民が地域の課題を共有し、議論できる機会を増やしていくため、性別・年齢等のバランスを考慮した上で無作為に抽出された区民による意見交換会のほか、ワークショップ、オープンハウス等の手法を活用し、女性を含む多様な区民の区政参加を促進する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度※	令和5年度	令和6年度
無作為抽出により参加者を募集する区民意見交換会のほか、ワークショップ等に参加した女性の比率	計画	—	—	—
	実績	51.4%	51.1%	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

基本構想実現のための区民懇談会「すぎなみちよこっトーク」を計2回実施した。延べ47人が参加し、うち女性の参加者は24人で男女比はほぼ同数であった。活発な話し合いが取り交わされ、多様な意見を聴取することができた。参加者アンケートからは「区政への興味・関心を持つきっかけになった」という声を多く確認することができた。また、総合計画等6計画の改定案について、区内7地域において地域説明会を行い、前半は各計画の改定案の説明、後半はパネル展示とあわせ、来場した方に対して職員が説明しご意見を伺うオープンハウス形式で実施したところ、これまでにないほど区民から活発に質問、意見が出された。参加者は延べ164人で、うち女性は86人と男女比はほぼ同数であった。今後も男女を問わず参加しやすく、活発な意見交換につながる環境整備の充実を図っていく。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
近年、「聴くオフ・ミーティング」や「さとことブレスト」、「気候区民会議」など、多様な手法によって区民意見の聴取を行っている。今後さらに、公民連携プラットフォーム等、時代のニーズに則した仕組みを整備し発展させることで、男女を問わずさらなる区民参画を促進していく。	

取組項目⑧ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進(3事業)

指標	現状値	R6 目標	R9 目標	R12 目標
区の防災対策において女性の視点が活かされていると感じる人の割合 (担当課調査)	—	70.0%	80.0%	90.0%

25	地域防災における男女共同参画の推進	防災課
----	-------------------	-----

(1) 事業の概要

災害時に避難生活の場となる震災救援所のあり方や備蓄品の確保に、女性の視点を取り入れるための取組を進める。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
区の防災対策において女性の視点が活かされていると感じる人の割合	計画	70.0%	70.0%	70.0%
	実績	49.0%	49.0%	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

令和4年度に引き続き、半数近い数値を達成することができたものの、指標として設定した70%を達成することはできなかった。アンケート結果によると、女性の視点を取り入れることの必要性は理解しているものの、まだまだ取り入れられていないと感じている人が多い状況である。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
今後も女性の視点を踏まえた備蓄品を拡充するほか、女性の視点を踏まえた防災リーダー養成講座等の担い手を増やす取組を実施し、震災救援所運営における男女共同参画の取組を連絡会や訓練等を通じて周知・啓発を図っていく。	

26	防災会議における男女共同参画の推進	防災課
----	-------------------	-----

(1) 事業の概要

防災に関する政策や方針の意思決定過程に女性視点での意見が反映できるよう、防災会議委員における女性の参画を促進する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
防災会議における女性委員の登用割合	計画	15.6%	30.0%	30.0%
	実績	12.5%	12.1%	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

防災会議を構成する女性委員の人数は変更がなかったが、委員数が1名増加したことにより、前年度より女性委員の割合は低下した。防災会議委員は各種団体における組織の長が推薦されることが多く、組織長に男性が多いため、女性委員が増えづらい状況である。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、防災会議委員委嘱の依頼文に女性委員の推薦を促す文言を記載し、女性委員の参画を促していく。	

27	女性のための防災講座	防災課
----	------------	-----

(1) 事業の概要

女性の視点を踏まえた災害対策を学び考える講座を開催し、災害時に女性の視点で活躍できる人材育成を図る。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
女性向けの防災講座の開催回数	計画	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

昨年度は震災救援所関係者を対象としたが、令和5年度は防災市民組織関係者を対象に講座を実施し、延べ109名、うち女性42名が参加した。アンケートの結果、講座内容が「非常に良かった」または「良かった」と回答した参加者は全体の84%を占め、「今後の防災活動にこの講座の内容が活かせると思う」と答えた参加者は72%であった。講座の内容に関する評価はよかったものの、防災市民組織関係者を対象者としたため、受講者の90%が60代以上であったことから、子育て世代等の若い世代への参加を促すことが課題と考えている。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し
従来は避難所関係者や防災市民組織関係者を対象に講座を行っており、必然的に年齢層の高い方が受講者の多くを占めていた。子育て世代等若い世代にも啓発することが重要であるため、令和6年度は、対象者を限定せずに募集を行うことを検討する。加えて、一方向の講義型の講座ではなく、ワークショップ等を含めた参加型の講座形式で実施できないか検討する。	

(3)取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する(7事業)

〈基本的な考え方〉

性別等にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、区民等に向けた性差に関する固定観念等の意識改革と多様性に対する理解促進の取組を推進します。

取組項目⑨ 区民・地域に対する男女共同参画の啓発(5事業)

指標	現状値 (R3)	R6 目標	R9 目標	R12 目標
社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	8.0%	30.0%	35.0%	40.0%

28	男女平等推進センター啓発講座	男女共同参画担当
----	----------------	----------

(1)事業の概要

男女平等推進センターの男女共同参画啓発講座について、区内で活動する地域団体やNPO法人等の企画・運営により、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等の多様なテーマ・内容で実施する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①男女平等推進センター啓発講座数	計画	①5講座②335人	①5講座②415人	①5講座②402人
②男女平等推進センター啓発講座延参加者数	実績	①5講座②191人	①5講座②256人	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

令和5年度より新たにテーマを加えたことで、3つのテーマで幅広い内容の講座を実施することができた。実施団体は公募により応募があった10団体のうち5団体を選定した。性の多様性を学ぶ講座や男性の育休・家事育児促進に関する講座、女性のための防災講座等を実施した結果、延べ256人の参加があった。講座実施回数は前年度と同じであったが、全体参加人数は前年度より65人増加した。アンケートでは、参加者の9割以上の方が「期待どおりだった」との回答があり、男女共同参画に資する有意義な講座を行うことができた。しかし、啓発講座の延参加者数は、計画に対して6割程度の参加にとどまっており、今後も区民が受講しやすい講座とするため、PRや申込方法等を工夫する必要がある。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	見直し
引き続き、区内で活動する地域団体やNPO法人等の企画・運営により、新規団体が応募しやすく、かつ受講者の興味を引く多様なテーマ・内容を検討するとともに、地域団体等の今後の活動の発展につながるよう講座の準備段階から支援を図る方法を検討する。また、より多くの方に参加していただけるよう、区のSNS等、様々な広報媒体を活用し、区民への周知に努める。	

29	男女平等推進センターにおける情報・資料提供	男女共同参画担当
----	-----------------------	----------

(1) 事業の概要

男女平等推進センターの情報・資料コーナーにおいて、男女共同参画の意識を高めるための書籍の貸出や資料提供を行う。また、情報・資料コーナーの活用が進むよう、スペースの整理や図書目録の見直し等に取り組む。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
情報・資料コーナー利用者数	計画	2,600 人	2,600 人	2,600 人
	実績	2,637 人	2,631 人	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

男女共同参画関連図書を貸出、新着図書の展示を行った。「杉並の女性達を中心とした男女共同参画の実現を目指す活動の記録」として新しく地域資料を揃え、目録を作成した。また、情報・資料コーナーの図書について、ブックリストの発行(年6回)による図書紹介等を地域の女性団体との協働により実施した。情報・資料コーナーの利用者人数が令和4年度とほぼ同数なのに対し、図書の貸出人数は年間約100人減少した。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
区民の男女共同参画に関する意識を深めるため、一層の情報・資料コーナーの周知を行うとともに、図書の充実を図る。また、区民からのリクエスト等を参考とした男女共同参画関連図書の購入・貸出を継続して行う。令和6年度は書棚を増設し、図書の配置・展示方法をより手にとりやすくなるよう工夫することで、利用者の利便性向上を図る。	

30	男女共同参画啓発事業	男女共同参画担当
----	------------	----------

(1)事業の概要

固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女共同参画を推進できるよう、区役所ロビー展や男女平等推進センター情報誌「ゆう Can」のほか、広報紙やホームページ、SNS 等の様々な媒体を活用し、幅広く意識啓発を行う。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①情報誌「ゆう Can」発行 ②パネル展の実施	計画	①7,000部②実施	①7,000部②実施	①7,000部②実施
	実績	①7,000部②実施	①7,000部②実施	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

「ゆう Can」を年2回発行し、ジェンダーと災害に関する内容やジェンダーの視点からのメディアとの向き合い方についての特集記事等を掲載した。また、男女共同参画週間に実施したパネル展では、展示だけでなく、区内の女性団体との協働により参加型のイベントを開催したほか、男女共同参画に関する図書の紹介を行い、区民の男女共同参画の意識啓発を図った。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
「ゆう Can」では区の取組やジェンダー平等に関するさまざまなテーマ・内容を掲載し、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに役立つ情報を発信する。また、男女共同参画週間に実施するパネル展示では、展示に加え、男女平等推進センターのリサイクル本の配布を行い、区民に関心をもってもらえるよう啓発方法について工夫する。	

31	性的少数者に対する理解の促進	総務課 男女共同参画担当
----	----------------	-----------------

(1)事業の概要

関係機関、民間団体と連携・協働し、人権問題の一つである性的少数者に対する差別や偏見が解消され、多様な性について区民の正しい認識と理解が促進されるよう、講演会の開催等による啓発活動に取り組む。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
啓発活動の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

令和5年4月の「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」施行後、様々な媒体等を活用して、条例や性の多様性、パートナーシップ制度等についての周知・啓発に取り組んだ。広報すぎなみでは4月と6月の2回特集を掲載、啓発冊子「レインボーガイドブック」を3,000冊作成し、区内施設等へ配布したことに加え、区民の理解促進のための啓発講座等も実施した。一方、条例施行7ヶ月後に行った「区政モニターアンケート」では、性的マイノリティへの社会全体の理解は進んでいるかの設問に「進んでいると思わない」「どちらかといえば進んでいると思わない」が57.3%となり、継続的な取組の必要性が感じられた。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
ガイドブックやリーフレット等の広報ツールの活用や啓発講座の実施等による取組を引き続き行う。あわせてパートナーシップ制度や性的マイノリティ専門相談等の個別の事業の円滑な運用を進める。	

32	地域団体への男女共同参画の意識づくり	男女共同参画担当 地域課
----	--------------------	-----------------

(1)事業の概要

性別等により役割が固定化されることなく地域活動が展開されるよう、地域団体等に対し、すぎなみ協働プラザとの連携による講座や情報発信等を通して、男女共同参画の意識啓発を図る。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
啓発活動の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）について学び、楽しく地域活動を継続するための一助とするため、「対話を通して考える アンコンシャス・バイアスってなんだろう?」と題した講座を開催し、25名が参加した。講座ではクイズや参加者同士の対話を交え、身の回りのアンコンシャス・バイアスについて理解を深めた。講座後のアンケートでは、回答者全員が講座内容を「良かった」等、好意的に評価しており、有意義な講座となった。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、講座の開催等を通じた啓発活動に取り組む。地域活動の場におけるハラスメント問題について課題を感じており、今後はハラスメントをテーマとした講座の開催を検討している。	

取組項目⑩ 学校教育における男女共同参画の啓発(2事業)

指標	現状値	R6 目標	R9 目標	R12 目標
学校生活で男女が平等になっていると思う児童・生徒の割合 (区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査)	—	60.0%	65.0%	70.0%

33	学校における男女平等教育の推進	済美教育センター
----	-----------------	----------

(1) 事業の概要

学習指導要領に基づき、指導内容の吟味と各教科等における学習内容の充実を図り、児童・生徒に対して、男女平等の観点に立った実践的態度の育成を図る。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
学習指導要領に基づいた授業の実施	計画	全校実施	全校実施	全校実施
	実績	全校実施	全校実施	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

区立学校全校において、学習指導要領に基づき、各教科等のそれぞれのねらいを踏まえながら、男女平等教育に関わる内容を取り上げて、社会科、家庭科等の教科の指導を行った。さらに、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間や特別活動の指導においても、児童・生徒が男女平等に関わる様々な課題を把握し、判断する力を養うことができるようにするために、男女が互いに違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念に立って指導する必要がある。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
区立学校全校において、男女平等に関わる人権課題「女性」や「性自認・性的指向」等について、あらゆる偏見や差別をなくし、人権課題に関わる差別意識の解消を図るために、教育の果たす役割が極めて重要であるとの認識に立って、男女平等教育を推進する。人権教育推進委員会、人権教育担当者連絡会等の教員向けの研修では外部講師を招へいして、男女平等教育について正しく理解するとともに、各学校が男女平等教育を、学校教育全体を通して展開することができるよう支援する。	

34	教職員に対する人権教育研修	済美教育センター
----	---------------	----------

(1) 事業の概要

東京都教育委員会が主催する人権教育研究協議会への参加や各種研修の受講を通して、教職員に対し、人権を尊重する精神の涵養をより一層徹底する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
研修参加人数	計画	295 人	295 人	306 人
	実績	299 人	295 人	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

東京都教育委員会が主催する人権教育研究協議会への参加や各種研修の受講を通して、人権課題についての正しい理解と認識を深め、人権教育の内容や方法について研究・協議を行うことにより、学校における人権教育の推進を図ることができた。しかし、区立学校ごとに作成している人権教育全体計画や人権教育年間指導計画において、「普遍的な視点からの取組」「個別的な視点からの取組」の明示が十分ではなかった。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
区立学校・子供園の教員を対象に外部講師を活用した人権課題に関わる理解を深める研修を取り入れた人権教育担当者連絡会を引き続き実施する。東京都教育委員会から毎年配布される「人権教育プログラム（学校教育編）令和6年3月」を活用することで、教職員一人ひとりが人権尊重の理念を十分に理解するとともに、各学校が人権教育の目標を明確にして、学校として組織的・計画的に進めることができるように指導・助言する。	

(4)取組方針4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する(11 事業)

〈基本的な考え方〉

配偶者等からの暴力(DV)による被害者の多くを女性が占めている実態から、女性に対する暴力の未然防止や相談支援の取組を推進し、地域社会全体に暴力を容認しない意識と行動を促します。

取組項目⑪ 女性に対する暴力を未然に防ぐ意識啓発、情報提供(3事業)

指標	現状値 (R3)	R6 目標	R9 目標	R12 目標
DV に対する区民の意識 (「大声で怒鳴る」行為をDVと認識している区民の割合) (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	85.1%	88.0%	91.0%	94.0%

35	配偶者等暴力防止啓発活動の推進	男女共同参画担当
----	-----------------	----------

(1)事業の概要

配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であることの区民意識を高めるため、パネル展示、ポスターの掲示、DV 防止啓発カードの配布等による啓発活動を行う。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
DV 防止啓発カード配布数	計画	25,000 枚	27,000 枚	27,000 枚
	実績	27,000 枚	27,000 枚	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという意識を高めるため、DV 防止啓発カードを区立施設、区内医療機関、「母と子の保健バック」への封入等により配布した。また、区立施設のほか、杉並区のお知らせ掲示板に DV 防止啓発ポスターの掲示を行った。「女性に対する暴力」をなくす運動に伴う啓発活動では、杉並区女性団体連絡会との協働提案事業として、パネル展示や女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンツリーの飾りつけを行い、意識啓発を図った。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
内閣府の調査等でも配偶者暴力相談支援センターや警察への DV 相談件数は高い水準で推移することが見込まれているため、引き続き DV 防止啓発カードの配布やパネル展示等を通じて、DV に関する正しい理解の促進を図るとともに、配偶者等に対する暴力は断じて許さないという社会規範の醸成に向けた啓発活動を進める。	

36	若年層に対する暴力防止教育の推進	男女共同参画担当
----	------------------	----------

(1) 事業の概要

交際相手等、親密な関係にある相手からの暴力であるデート DV の防止について、若年層に対する意識啓発を進めるため、区内の中学・高校へ出張し、デート DV 出前講座を実施する。

(2) 計画と実績

指標		令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①デート DV 防止啓発カード 配布数	計画	①7,000 枚② 4 回	①7,000 枚② 4 回	①7,000 枚② 4 回
②デート DV 防止出前講座 実施回数	実績	①9,000 枚② 2 回	①9,000 枚② 4 回	

(3) 令和 5 年度の成果と課題・分析

デート DV 防止啓発カードを区立施設、各学校や「二十歳のつどい」で配布した。また、デート DV に関する基礎知識を伝え、若年層に対する意識啓発を図るため、区内の中学校 2 校と高校 2 校の計 4 校でデート DV 出前講座を実施した。デート DV 出前講座は希望する学校を対象に実施しているが、実施する学校が毎年度固定化する傾向にある。そのため、より多くの学校で実施していただくための工夫が必要と考えている。

(4) 令和 6 年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、啓発カードの配布やデート DV 出前講座の実施により若年層に対する意識啓発を推進する。これまで実施したことのない学校でもデート DV 出前講座を実施していただけるよう周知方法の工夫を図る。	

37	女性のための犯罪被害防止講座	男女共同参画担当
----	----------------	----------

(1) 事業の概要

女性をターゲットとした犯罪による被害を防ぐため、自らの心身を守るためにできること等を学ぶ講座を開催する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
講座開催回数	計画	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

女性が狙われやすい犯罪（痴漢・ひったくり・ストーカー・DV等）の対策のほか、SNS利用時の注意点、詐欺対策、震災発生時の防犯等、日常の安全対策についての講座を開催した。講座終了後のアンケートでは、参加者全員が「（講座の内容を）理解できた」との回答であり、防犯について理解を深めていただくよい機会となったが、一方で「もっと詳しく聞きたかった」、「講座の内容を若い世代に広めたい」等の意見もあったため、今後の講座内容検討の際の参考とする。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
アンケートの意見を参考に講座内容について検討をしていく。参加人数に課題があるため、より多くの方に参加していただけるよう、区のSNS等様々な広報媒体を活用し、区民への周知を図る。また、座学に加え、護身術等の実践的な内容を取り入れることで、講座内容の充実を図る。	

取組項目⑫ 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実(4事業)

指標	現状値 (R3)	R6 目標	R9 目標	R12 目標
DV 被害者が公的機関に相談した割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	19.5%	30.0%	40.0%	50.0%

38	DV 専用ダイヤル	男女共同参画担当
----	-----------	----------

(1) 事業の概要

配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に対して、専門の相談員が一人ひとりの事情に配慮した相談に応じ、関係機関と連携しながら適切な支援につなげる。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	—	—	—
	実績	605 件	673 件	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

令和5年度のDVに関する相談件数は来所233件、電話440件、合計673件で、前年度より68件増加しており、身体的DVに限らず、精神的DVを核とした複合的被害に関する相談等深刻なDV被害を受けているケースも見受けられる。一方、10～20代の若年層からの相談や男性からの相談は1割に満たない状況である。このことから誰にも相談できず、潜在化しているケースもあると考えられる。DV被害者を適切な支援につなげられるよう、関係機関と連携し、引き続き支援の質の向上を図る必要がある。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
潜在化しているDV被害のケースへ対応するため、令和7年度より平日夜間に相談を受けられるよう相談受付時間の延長を行う。また、DV被害者に対して適切な支援につなげられるよう、相談員の対応力の向上に向けた研修を実施し、相談体制の充実を図っていく。相談時間の変更については、関係機関等を中心に周知を行い、関係機関との更なる連携強化を図っていく。	

39	あらゆる暴力・女性問題に対する相談	保健サービス課
----	-------------------	---------

(1)事業の概要

母子保健事業や保健師地区活動における相談支援の中で、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応する。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	—	—	—
	実績	227 件	171 件	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

保健師の母子保健活動や虐待予防の取組、相談支援業務を通して、暴力・女性問題を早期に発見し、相談に応じた。また、必要に合わせ関係機関と連携して支援を行った。保健師が行うあらゆる相談業務の中での対応であるため、相談者にとっては気楽に相談でき、早期発見・早期対応が可能となっていると思われる。引き続き保健師の通常業務の中での取組が必要である。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き母子保健事業や保健師地区活動を通して、暴力・女性問題を早期に発見し、相談に応じるとともに、関係機関と連携して対応する。	

40	母子・女性・家庭相談	杉並福祉事務所
----	------------	---------

(1)事業の概要

ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題等について、母子・父子自立支援員※、女性相談支援員、家庭相談員等が相談に応じ、各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し効果的な援助を行う。

※「母子・父子自立支援員」…ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	2,560件	2,560件	2,560件
	実績	3,136件	2,831件	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

母子・女性・家庭相談の内容は、近年多様化・複雑化している。相談者の不安を解消できるよう、個々の相談に寄り添って対応し、複雑化した相談内容を受け止めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し、情報共有を図りながら、経済的・精神的な自立に向けた支援を行った。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、今後も関係機関との連携をより一層強化し、迅速かつ効果的に相談者への支援を行う。そして、複雑化した個々の相談内容に応じた的確な対応を行っていく。	

41	子どもと家庭の相談	子ども家庭支援課
----	-----------	----------

(1)事業の概要

子ども自身の悩みや保護者等からの子育てに関する悩み、面前 DV 等の児童虐待に関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら、適切な支援につなげる。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	89,540 件	81,590 件	89,590 件
	実績	80,289 件	84,406 件	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

子どもと家庭の総合相談を行う「ゆうライン」の電話相談では、子ども自身の悩みや保護者からの子育て相談のほか、即時に訪問対応が必要な児童虐待の可能性のある相談等、様々な相談を受けた。また、課題を抱え、突然来所相談に来る保護者等にも臨機応変に対応した。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
社会状況の変化により、「ゆうライン」で受ける相談内容は、共同親権や性的マイノリティに関する相談等、より多様化している。このため、外部講師による勉強会やカンファレンス、電話相談研修を受けながら質の向上を図っていく。	

取組項目⑬ 配偶者暴力等被害者支援と各種連携の強化(4事業)

指標	現状値 (R3)	R6 目標	R9 目標	R12 目標
DV 被害を誰かに相談した被害者の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	21.4%	24.0%	27.0%	30.0%

42	配偶者暴力相談支援センターの運営	男女共同参画担当 杉並福祉事務所
----	------------------	---------------------

(1)事業の概要

配偶者暴力相談支援センターの運営を通して、DV 被害を潜在化させることなく、相談を適切な支援につなげる。配偶者暴力相談支援センターの機能を充実させていく。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
配偶者暴力等支援センター 担当者連絡会議開催回数	計画	3回	2回	2回
	実績	1回	1回	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

男女共同参画担当と福祉事務所の各担当者が情報を共有し、配偶者等からの暴力の被害者への適切な対応を連携して行うことができるよう配偶者暴力等支援センター担当者連絡会議を開催した。第1回目に改正DV 防止法における保護命令の拡充に関する情報共有や各機関の近況報告を行い、情報共有を図ることができた。配偶者暴力相談支援センターの各機関において被害者への対応が円滑に行えるように、今後も情報共有を図っていく必要がある。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
関係機関との円滑な連携を図ることができるよう、配偶者暴力相談支援センターの相談事業における課題整理、意見交換の場として、引き続き連絡会議を開催し、情報共有をしていく。	

43	DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置	区民課
	①住民基本台帳事務における支援措置	

(1) 事業の概要

DV 及びストーカー行為等の被害者の現在住所地が加害者に伝わらないよう、被害者からの申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行う。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援措置申出件数 (新規・継続)	計画	—	—	—
	実績	975 件	1,054 件	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

DV 等被害者の現住所地が相手方に伝わらないよう、申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行った。支援措置申出件数は年々増加しており、制度についての認知度が上がっていることがうかがえる。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き DV 等被害者の住民基本台帳の支援措置制度の周知を行うとともに、住民基本台帳の閲覧等の制限を行うことにより、被害者支援を実施する。	

43	DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置	国保年金課
	②国民健康保険における支援措置	

(1) 事業の概要

住民基本台帳事務における支援措置制度があってもなお住民登録を変更することができない場合、または支援措置制度を利用している場合であっても加入中の医療保険被保険者証を使用すると居所判明の恐れがあり、医療機関等の受診ができない場合、現在住所地等の確認ができれば、国民健康保険に加入できる取扱いを行う。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
DV を理由とした国民健康保険の特例加入の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	7 件	8 件	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

相談者の様々な事情をよく聞きとり、他の選択肢がないか検討したうえで、必要な支援を行うことができた。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、支援を要する相談者へ寄り添い、必要な支援を行う。	

43	DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置	保育課
	③保育園入園における支援措置	

(1) 事業の概要

入園申し込みに関しては、区に住民登録がなくても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認し、ひとり親世帯に準じたものとして適切に対応する。なお、在園中は、日常の保育を通して保護者や児童の心身の変化を感じとり、早期発見のため経過を注視し必要に応じて各関係機関と連携して対応する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育園入園における支援措置の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

関係機関と連携しながら入園相談・申込受付を丁寧に行い、住民登録の有無に依らず、また、提出困難な書類は求めない等、被害者の事情に沿った取扱いを実施し、保育所への早期入所に向けた支援を適切に行った。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
DV 被害者等が保育所への入所を希望する場合、引き続き、丁寧な入園相談・申込受付を行い、保育所の早期入所に向けた支援を行う。	

43	DV 被害者等の安全確保とその他の支援措置	学務課
	④就学事務・就学援助における支援措置	

(1) 事業の概要

被害者の子どもの安全確保のため、加害者からの追及の危険が及ばないよう、区立小・中学校への入学、転校、在籍状況等の適切な対応を図る。また、区に住民登録がない場合であっても、被害者からの申し立て等により居住の実態を確認した上で、ひとり親世帯に準じた対応を進める。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学事務・就学援助における支援措置の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

DV 被害者の子どもの区立学校への入学、転校等に伴う学齢簿等の取扱いについて、通常の手続きによらず、転入元、転出先の教育委員会事務局と連携し、適切な対応を図った。令和5年度は、DV 避難の申出等を受けて、20 件に対応した。また、就学援助の認定においては、ひとり親世帯に準ずることにより、不利益となることがないように適切な対応を心掛けた。令和5年度に、杉並区に住民登録がないが区立国公立小中学校に通い、就学援助申請書等に DV 避難と記載のある申請について、審査の結果、認定した件数は6 件だった。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
DV 被害者の子どもの安全確保、適切な就学援助に向けて、引き続き、子ども家庭支援センター、児童相談所、各区市町村の教育委員会と連携を図り、DV 被害者等についての情報共有を行い、DV 被害者等の不利益とならないよう、就学事務や就学援助における支援措置を実施していくこととする。	

44	母子生活支援施設への入所等支援	杉並福祉事務所
----	-----------------	---------

(1) 事業の概要

DV 被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、子どもの養育・見守りのほか、住宅の確保が必要な場合に、福祉事務所の母子・父子自立支援員と施設指導員が連携して生活や就業の援助を行う、母子生活支援施設への入所を支援する。また、DV 被害にあった母子世帯等に対し、緊急一時保護を行う。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
入所世帯数	計画	30 世帯	30 世帯	30 世帯
	実績	31 世帯	34 世帯	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

児童の安定した養育環境を確保しながら、世帯が自立できる生活の実現を目標として、本人と共に自立支援計画を立て、施設の協力を得ながら、世帯の自立に向けたプログラムを実施した。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
今後も母子生活支援施設への入所を適切に判断することはもとより、施設入所後の自立支援面接を通して、施設入所者が2年間の入所期間中に生活の自立ができるよう取り組む。また、適宜、本人の意向を確認しながら、自立支援計画に基づき、自立に向けた計画的かつ効果的な支援を行う。	

45	各種関係機関・庁内関係各課との連携	男女共同参画担当
----	-------------------	----------

(1)事業の概要

「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を定期的を開催し、各種関係機関と区が関連情報の共有と今後の対応等に向けた意見交換を行う。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
「女性に対する暴力」問題対策連絡会議開催回数	計画	2回	2回	2回
	実績	2回	1回	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

男女平等推進センター、子ども家庭支援センター、福祉事務所、保健センター等の区役所関係各課、児童相談所及び区内警察署担当者等が集まり、関連法の改正や相談状況等の情報共有のため、連絡会議を開催した。DV防止法の改正に関する情報提供を行い、各課との連携を図ることができた。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
「女性に対する暴力」問題対策連絡会議の定期開催により、改正DV防止法を踏まえた各機関の支援状況の共有や適切なDV等被害者支援の在り方について意見交換を行い、関係機関との連携強化を図る。	

取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する(7事業)

〈基本的な考え方〉

妊娠・出産等の女性特有の健康問題の存在や、ひとり親家庭の多くが母子家庭である実態を踏まえ、女性活躍を推進する観点から、女性の健康と生活の困難を支援する取組を推進します。

取組項目⑭ ひとり親家庭支援の充実(2事業)

指標	現状値 (R2)	R6 目標	R9 目標	R12 目標
ひとり親家庭の相談件数 (担当課調査)	5,330 件	5,000 件	5,000 件	5,000 件

46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	子ども家庭部管理課
----	------------------	-----------

(1) 事業の概要

親の就労、就職活動または就学等で日常生活に支障をきたしているひとり親家庭に対して、家事や育児等を行うホームヘルプサービスを提供することにより、ひとり親家庭の就労自立を側面から支える。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
ひとり親家庭ホームヘルプ サービス利用世帯数	計画	40 世帯	30 世帯	30 世帯
	実績	18 世帯	23 世帯	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

ひとり親家庭の生活実態に即した運用を心がけ、必要なサービスの提供を行ったが、契約事業者の状況により、利用者からの希望日時や依頼内容に対応することが困難な場合があった。相談時には、相談者の状況を丁寧に聞き取り、対象者に積極的に利用を促した結果、利用世帯数は増加傾向となった。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
ひとり親家庭の生活安定を図るため、更なる利用促進を図る必要があることから、事業の進め方を工夫し、対象者への積極的な利用を促す等により、一層の事業周知に努める。	

47	ひとり親家庭相談	子ども家庭部管理課 杉並福祉事務所
----	----------	----------------------

(1) 事業の概要

母子・父子自立支援員等が、ひとり親家庭の悩みや困りごとの相談を受け、自立に向け関係機関と連携して、適切な支援を実施する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子・父子自立支援員の相談 件数	計画	5,000 件	4,700 件	5,000 件
	実績	4,068 件	5,479 件	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

離婚前の方を含むひとり親家庭からの相談に対応した。相談内容は就労や住宅、養育費関係等、多岐にわたるため、「ひとり親家庭のしおり」を活用しながら相談窓口を紹介する等、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行った。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
ひとり親家庭の就労と自立に向けて、支援を必要とするひとり親に対して相談支援の拡充と積極的な情報提供の継続が重要と考え、デジタル技術を活用した新たな情報提供方法である「ひとり親家庭手続きガイド」を令和6年10月から導入する。	

取組項目⑮ 女性がいいきと暮らせる健康づくり(4事業)

指標	現状値 (R3)	R6 目標	R9 目標	R12 目標
杉並区女性の 65 歳健康寿命 (東京保健所長会方式)	86.8 歳	87.3 歳	87.8 歳	88.2 歳

48	心の健康づくりの推進	保健予防課 保健サービス課
----	------------	------------------

(1)事業の概要

近年、心の病気になる人が急増している状況に加え、感染症の蔓延等により生活様式や就労環境が大きく変化したことにより、ストレスを抱え、心に変調をきたす人達の増加が予測されるため、心の健康に関する講演会や保健センターで心の健康相談を実施する。また、うつ病対策としての出産前後の心の相談やうつ病患者の家族支援のほか、自殺予防対策の取組を進める。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①心の健康づくりに関する講演会開催回数・参加者数 ②ゲートキーパー※養成講座実施回数・参加者数	計画	① 6 回・－ ② 4 回・150 人以上	① 6 回・－ ② 4 回・150 人以上	① 6 回・－ ② 4 回・150 人以上
	実績	① 6 回・104 人 ② 7 回・254 人	① 6 回・125 人 ② 7 回・126 人	

※「ゲートキーパー」…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)ができる人のこと。

(3)令和5年度の成果と課題・分析

令和5年度は予定どおり事業を実施し、ゲートキーパーを新たに126人養成した。社会情勢の変化に伴いストレスを抱える方を早期発見・早期対応していくため、自殺予防の取組を進めるとともに、心の健康づくりとして精神科医等による精神保健相談や講演会を行い、心の病気を未然に防止する取組を推進した。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
社会全体のつながりが希薄化する中で、区民の心の健康を保つため心の健康保持に係る啓発活動を推進する。加えて、担当者間の情報の共有を深め、当事者や関係機関からの相談に迅速かつ的確に対応する等、相談対応の充実を図っていく。	

49	特定不妊治療費の助成	健康推進課
----	------------	-------

(1) 事業の概要

高額な治療費のかかる特定不妊治療に対し、経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない治療費の一部を助成する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
助成件数	計画	750 件	1,141 件	810 件
	実績	1,208 件	415 件	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

経済的負担の大きい特定不妊治療の一部助成を415件行い、地域の中で安心して妊娠・出産できる環境づくりを進めた。特定不妊治療費助成事業は、令和4年4月から体外受精等の基本治療が全て保険診療の適用となり、助成件数は減少している。しかし、令和5年度に開始した特定不妊治療費（先進医療）助成事業では、保険診療の適用外である先進医療に対する助成を行っている。そのため、治療費の経済的負担が大きいことから、引き続き一部を助成する必要がある。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
令和4年4月から基本治療が全て保険診療の適用となり、年々助成件数が減少していることから、予算規模は縮小する方向性であるが、保険診療の適用外である特定不妊治療費（先進医療）は経済的負担が大きいことから、引き続きその一部を助成する必要がある。なお、補助制度については、区民に対してより一層広く分かりやすい周知に努めていく。	

50	不妊相談	健康推進課
----	------	-------

(1) 事業の概要

妊娠を望む夫婦が気軽に相談できる体制を整備するとともに、講座、認定専門看護師等の専門職による相談を行い、不妊に対する正しい知識の普及啓発と不安軽減を図る。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	—	—	—
	実績	93 件	62 件	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

不妊相談がいつでも気軽に相談できるよう LINE アプリを使って実施し、延べ62件の相談につながった。オンラインによる基礎講座を実施し、不妊に関する正しい知識が得られる環境を整えた。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
近年増加傾向にある不妊についての悩みや不安を解消できるよう、妊娠を望む夫婦が気軽に相談できる体制を確保するとともに、基礎講座等を実施し、不妊に悩む夫婦等を支援していく必要がある。また、令和7年度から、LINE アプリを使ったオンライン相談の無料回数を3回から無制限に変更し、相談窓口の充実を図る。	

51	子宮頸がん・乳がん検診	健康推進課
----	-------------	-------

(1) 事業の概要

女性特有のがんによる死亡率を下げることを目的に、がんの死亡率減少効果が科学的に証明されている、国の指針に基づく子宮頸がん及び乳がん検診を隔年実施（2年に1回）する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①子宮頸がん検診受診件数 ②乳がん検診受診件数	計画	①15,400件 ②14,200件	①15,400件 ②14,200件	①17,800件 ②14,200件
	実績	①13,151件 ②11,915件	①14,316件 ②12,472件	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

子宮頸がん検診の受診率が東京都平均を下回っていたことから、令和5年度より国民健康保険に加入している30歳代の女性へ、本人の申込なしに受診券を郵送し、受診勧奨を行った。また、乳がん検診は、通常の検診に加え、平日の受診が難しい方等を対象に、杉並保健所において、公益財団法人東京都予防医学協会の検診車を活用した検診を土曜日に2回実施し、99人が受診した。これらの取組により、令和4年度と比較し、子宮頸がん検診及び乳がん検診は共に受診者が増加した。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
がん検診について、区広報、区ホームページへの掲載のほか、検診実施機関へのポスター掲示や区立施設でのリーフレットの配布に加え、フェイスブック等のSNSを活用した啓発を行う。また、子宮頸がん検診については、令和6年度から20歳代の女性へ、本人の申込なしに受診券を郵送し、受診勧奨を行う。さらに、検診実施医療機関との連携を強化し、検診未受診の方には受診券シール申込ハガキが付いたがん検診案内チラシを手渡す等、未受診者への勧奨を強化し受診者の増加を図る。今後も更に多くの女性に受診していただくよう、一層の受診勧奨の強化について検討していく。	

取組項目⑩ 女性の生活に関わる相談体制の充実(1事業)

指標	現状値 (R2)	R6 目標	R9 目標	R12 目標
男女平等推進センター一般相談件数 (担当課調査)	822 件	900 件	950 件	970 件

52	男女平等推進センター相談事業	男女共同参画担当
----	----------------	----------

(1) 事業の概要

家族、生き方、人間関係、性的少数者について等の悩み全般について、専門の女性相談員が相談を受け、ともに考える一般相談を実施する。また、離婚、養育問題等について女性弁護士による法律相談を実施する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数 (一般相談・法律相談・性的 マイノリティ専門相談)	計画	—	—	—
	実績	一般：751 件 法律：72 件 合計：823 件	一般：664 件 法律：95 件 性的マイノリティ ：9 件 合計：768 件	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

家族や人間関係、生き方等悩み全般を「一般相談」で、離婚や養育費等の問題を女性弁護士による「女性のための法律相談」で実施し、各相談窓口にてさまざまな悩みに寄り添って傾聴し、解決へ寄与した。令和5年度より性的マイノリティ専門相談を開始し、9件の相談を受けた。一般相談は前年度より87件減少し、法律相談は離婚に関する相談が増え、23件の増加となり、より専門的な相談に対する需要が高まっていることがうかがえる。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
一般相談は身近な相談窓口として、相談しやすい体制とするため、令和7年度より相談受付時間の延長を行うことで、相談体制の充実を図っていく。性的マイノリティ専門相談については、相談窓口の周知を図るとともに、相談者に寄り添った適切な対応ができるよう相談員の質の確保や関係機関との連携について強化を図る。	

(6)計画の推進に向けて(5事業)

〈基本的な考え方〉

区は、区内事業所の模範となるよう、「特定事業主行動計画の推進」をはじめとする、区役所における男女共同参画の取組を推進します。

1	特定事業主行動計画の推進	人事課
---	--------------	-----

(1)事業の概要

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定した特定事業主行動計画「ワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げた取組を推進し、目標及び指標の達成を図る。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①男性職員の出産支援休暇取得率	計画	①100.0%②100.0% ③30.0%	①100.0%②100.0% ③30.0%	①100.0%②100.0% ③30.0%
②男性職員の育児参加休暇取得率	実績	①78.1%②78.1% ③56.3%	①82.1%②67.9% ③81.8%	
③男性職員の育児休業取得率				

(3)令和5年度の成果と課題・分析

①男性職員の出産支援休暇取得率は、令和3年度の74.4%から令和5年度の82.1%
 ②男性職員の育児参加休暇取得率は、令和3年度の76.9%から令和5年度の67.9%
 ③男性職員の育児休業取得率は、令和3年度の41.0%から令和5年度の81.8%
 と育児参加休暇取得率以外は取得率が上昇している。特に男性職員の育児休業取得率の大幅な上昇については、職員本人や組織全体の意識改革を行ってきた効果の表れと考えている。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年）」の成立を機に、杉並区では平成28年4月に「杉並区職員子育て支援・女子活躍推進行動計画」を策定した。 現在の計画では、男性職員の配偶者支援と子育てへの参加促進対策として、 (1) 男性職員が出産や育児に係る休暇や休業を取得することに対する組織全体の意識変革を行う。 (2) 男性職員に対して、出産や育児に係る休暇や休業を取得するよう積極的に働きかける。 (3) 長期間、出産や育児に係る休暇や休業を取得する場合には、代替職員を配置する等、職場の負担軽減に努める。 等の対策を講じており、今後もこれらの対策を積極的に行い、更なる取得率実績の向上に努める。	

2	在宅勤務型テレワークの推進	人事課
---	---------------	-----

(1)事業の概要

令和3年（2021年）3月からの試行実施結果を踏まえ、同年12月より「在宅勤務型テレワーク」を本格実施し、職員のワーク・ライフ・バランスの推進等を図る。

(2)計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
在宅勤務型テレワークの活用	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

(3)令和5年度の成果と課題・分析

令和5年度のテレワークの実施状況については、本格実施以降で最多の利用があった（令和3年度：1,667件、令和4年度：1,596件、令和5年度：2,463件）。課題としては、テレワーク中の職場との連絡手段が限られ、職場とのコミュニケーションが十分に取れないため、実施できる業務が限定されること等が挙げられる。

(4)令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	拡充
令和7年10月以降、区職員が常時使用するPCでもテレワークが可能となるよう、環境整備を進めているところである。また、同時期に、Web会議やチャット等の庁内コミュニケーション基盤を拡充させる予定であり、課題であったテレワーク中の職場とのコミュニケーションの改善につながると考えている。	

3	ハラスメント防止体制の推進	人事課
---	---------------	-----

(1) 事業の概要

各課・各事務所に各種ハラスメントの相談員及び防止担当者を設置するとともに、研修等を通してハラスメントに関する正しい理解促進を図る。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ハラスメント防止に関する研修開催回数	計画	①2回②1,075人	①2回②1,000人	①2回②1,000人
②ハラスメント防止に関する研修参加人数	実績	①2回②927人	①2回②997人	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

どのような行為がハラスメント行為に該当するかを学び、部下への適切な指導方法等を習得するための研修を実施した。ハラスメントに対する理解を深め、ハラスメント防止を組織的で恒常的な取組にするため、継続して研修を行う必要がある。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
管理監督者や相談員のハラスメントに対する理解が深まるよう、最新事例等を含めた研修内容を検討する。	

4	男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進	人事課
	①職員研修の実施	

(1) 事業の概要

男女共同参画や人権問題に関する職員研修を実施する。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
職員研修参加人数 (新任研修等)	計画	160 人	200 人	180 人
	実績	235 人	256 人	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

男女共同参画や人権に関する必要な知識の習得を図るため、新任研修等で人権問題に関する研修を実施し、会計年度任用職員を含め 256 人が研修を受講した。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
地域や職場の課題を男女共同参画と人権尊重の視点で捉え、行動できる職員の育成を目指し、次年度以降も新任研修等で知識の習得を図っていく。	

4	男女共同参画意識の啓発と人材育成の推進	男女共同参画担当
	②男女共同参画 News の発行	

(1) 事業の概要

「男女共同参画 News」を定期的に発行し、職員の意識啓発を行うとともに、男女共同参画の視点に立った施策・事業の企画・立案・実施につなげる。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
職員用情報誌 「男女共同参画 News」 発行回数	計画	2回	2回	2回
	実績	1回	1回	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

区の施策が男女共同参画の視点を踏まえて実行されるよう、杉並区職員用男女共同参画情報誌「男女共同参画 News」を発行し、職員へ意識啓発を行った。令和5年度は、男女共同参画白書の内容やジェンダーギャップ指数、男女平等推進センター啓発講座の開催について掲載し、職員の男女共同参画意識の向上を図った。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
令和5年度は1回のみの発行となったが、令和6年度は計画通り2回発行できるよう努めるとともに、職員の意識啓発をより効果的に図るための掲載内容も検討する。	

5	性的少数者に対する理解の促進	総務課 男女共同参画担当
---	----------------	-----------------

(1) 事業の概要

研修や情報提供を通して、職員の性的少数者に対する正しい認識と理解の促進を図る。

(2) 計画と実績

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①職員専門研修参加人数	計画	①80名②547名	①80名②627名	①80名②707名
②職員専門研修累計参加人数	実績	①76名②418名	①64名②482名	

(3) 令和5年度の成果と課題・分析

性的少数者に対する正しい認識と理解の促進を図るため、職員研修「思いやりだけでは解決しない性的マイノリティの今とこれから」を開催し、64名の職員が受講した。「性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する国民の理解の増進に関する法律」に関する説明を含め、性的マイノリティに関する基礎知識等、自治体職員として知っておくべき内容を啓発した。研修後のアンケートでは、「今後の職務に活かせると思う」等の肯定的な内容が8割を超えており、有意義な研修となった。

(4) 令和6年度以降の事業の方向性・改善策

事業の方向性	現状維持
引き続き、職員の性的少数者に対する正しい認識と理解が促進されるよう、性的マイノリティ当事者を講師とした研修を継続して実施する。令和6年度は、職員の理解がより深まるよう、ワークショップ形式での研修の実施等を検討する。	

5 杉並区男女共同参画推進区民懇談会委員の意見

男女共同参画推進区民懇談会（令和6年11月28日開催）でいただいた主なご意見とそれに対する区の考え方を掲載しています。

取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する

主な意見	区の考え方
取組項目1の指標「家庭内での家事の分担が男性・女性とも同程度になっている割合」の数値を伸ばす取組を拡充する必要があると考えます。育児支援講座の参加を育児休暇取得の要件にする等、企業と連携をしながら、子育て世代の男性に家事や育児に参加する重要性を学ぶ機会を提供する策を講じていただきたいと思います。	区では、男女平等推進センターでの男性の家事・育児支援講座や子ども・子育てプラザでの「パパと遊ぼう」などの実施、「ワーク・ライフ・バランス推進ハンドブック」を通じた事業者への啓発等を行っています。今後も子育て世代の男性が家事や育児に参加する重要性を学べる機会を提供する中で企業との連携も含めて考えていきます。（男女共同参画担当）

取組方針2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する

主な意見	区の考え方
事業23「区の審議会等委員における女性の積極的登用の推進」、事業26「防災会議における男女共同参画の推進」について、女性委員の登用割合を増やすためには「委員の半数を女性にする」等のシステム化を図る必要があると考えます。	個々の審議会の実情を踏まえると、現状では、直ちに全ての審議会における女性の割合に一定の基準を設けることには課題が多いと考えています。今後は女性委員を増やすことのメリットを周知する資料を活用して関係団体に働きかけを行う等、更なる強化を図っていきます。（男女共同参画担当、防災課）
事業27「女性のための防災講座」について、子育て世代等若い世代の参加を促すために、「母と子の防災講座」と題した体験型の講座を実施するのはどうでしょうか。例えば小学生を対象に「子ども防災」をテーマとした親子で参加できる体験型の講座であれば、子どもとともに知識を深められると思います。また、講座の実施時に託児や子育て応援券の利用ができれば、子育て世代が参加しやすくなると思います。	事業27「女性のための防災講座」は、例年平日の日中開催としていましたが、子育て世代等幅広い区民の参加を促進するため、令和6年度は休日に開催することとしました。また、区では、毎年小中学校等での避難所訓練の中で、起震車体験やAED講習等を実施していますが、今後も親子で参加できる体験型の講座等、子育て世代も参加しやすくなるよう、更なる取組の強化を図っていきます。（防災課）

取組方針3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する

主な意見	区の考え方
男女平等推進センターの知名度向上・利用促進のために、事業28「男女平等推進センター啓発講座」は、男女平等推進センターを会場として実施していただきたいと思います。	区民・地域に対する男女共同参画の啓発として実施している「男女平等推進センター啓発講座」については、令和7年度から募集要項を変更し、原則として男女平等推進センターを実施会場とすることとしました。（人数、講座内容等により他の区立施設を利用する場合もあります。）（男女共同参画担当）

主な意見	区の考え方
事業 30「男女共同参画啓発事業」について、情報誌「ゆう can」を区の公式 LINE で配信していただきたいです。	男女平等推進センター情報誌「ゆう Can」は、区立施設、区内高校・大学等で配布し、区民の男女共同参画の意識啓発を図っています。区公式 LINE 等の SNS を活用した情報配信については、ご意見を踏まえて担当部署と検討を進めていきます。(男女共同参画担当)
事業 32「地域団体への男女共同参画の意識づくり」でテーマとなったアンコンシャス・バイアスは、自分では理解していたつもりでも、気が付かないこともあると思います。講座を実施する際は、参加者が気付きを得られるような内容を提供する必要があると考えます。	ご指摘のとおり、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）をテーマとした講座では、参加者が気付きを得られることが大事だと考えています。今後も効果的な講座を実施していきます。(男女共同参画担当)
事業 34「教職員に対する人権教育研修」は、校長先生は対象としていないのでしょうか。校長先生に人権教育の重要性の理解をより深めていただくことで、デート DV 出前講座等の人権教育の取組が広がっていくのではないかと考えます。	事業 34「教職員に対する人権教育研修」については、校長も受講することができます。校長は全員、東京都教育委員会が実施する人権教育協議会に参加しており、人権教育の重要性の理解を深めています。また、デート DV 出前講座は、中学生や高校生等の若年層に対する暴力防止教育のために実施していますが、毎年男女共同参画担当より定例校長会にて周知・募集し、校長の理解のもと行っています。今後も取組を継続していきます。(済美教育センター)

取組方針 4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

主な意見	区の考え方
事業 36「若年層に対する暴力防止教育の推進」について、学校教育における意識啓発は重要だと思いますので、デート DV 出前講座の実施を拡充していただきたいです。実施校を増やすために、学校に対して繰り返し働きかけを行う等により積極的に取り組む必要があると思います。また、デート DV 防止教育においては、教材や ICT の活用等も推進していただきたいです。	デート DV 出前講座は、全区立中学校、区内全都立高校に実施の働きかけをしています。私立校を含めて今後も繰り返し積極的に勧奨していきます。また、デート DV 防止教育としては、ミニリーフレット「STOP! デート DV」を区内都立高校に配布する等の取組を行っていますが、ご意見を踏まえて教材を工夫していきます。(男女共同参画担当)
事業 38「DV 専用ダイヤル」について、男性からも相談があることは見過ごせない問題だと思います。女性は母子生活支援施設に入所できますが、男性が避難できる施設も必要だと思います。男性は相談しづらいという潜在意識があると思うので、男性の DV 被害者の存在を顕在化させる必要があると思います。	「DV 専用ダイヤル」は、性別に関わらず、より相談しやすい体制となるよう令和 7 年度より週 1 回相談受付時間の延長を予定しています。また、性別に関わらず避難施設が必要な場合は、関係機関と連携して適切に対応します。男性相談員を配置した男性向けの相談窓口、若年層が相談しやすくなる LINE 相談の実施については、他自治体の実施状況等も参考としながら検討していきます。なお、区ホームページでは、東京都が設置している「男性のための悩み相談」をご案内しています。(男女共同参画担当)
事業 38「DV 専用ダイヤル」について、男性相談員を配置した男性向けの相談窓口を設置することや、若年層が相談しやすくなるよう、LINE 相談を実施することを検討していただきたいです。	

取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する

主な意見	区の考え方
取組方針5「女性の健康と生活の困難を支援する」とありますが、男性で健康・生活困難を抱えている方の存在も見過ごされてはならないと思います。	ご指摘のとおり、性別に関わらず、健康と生活の困難を抱えている方への支援は必要です。今後も様々な事情により生活困難を抱える方に必要な支援を提供できるよう取り組んでいきます。(男女共同参画担当)
事業50「不妊相談」について、不妊は女性だけの問題ではなく、男性不妊の割合も多くあるかと思しますので、不妊相談件数の男女別の内訳を記載していただきたいです。	令和5年度の不妊相談件数62件のうち男性からの相談は8件、女性からの相談は54件でした。ご意見を踏まえ、報告書P.79「6(1) 杉並区男女共同参画行動計画における各事業のジェンダー統計(令和5年度実績)」に男女別の相談件数内訳を記載しました。(健康推進課、男女共同参画担当)

6 参考資料

(1) 杉並区男女共同参画行動計画における各事業のジェンダー統計（令和 5 年度実績）

取組方針 1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する

取組項目② 安心して出産と子育てができる環境の充実

事業番号・指標	R5実績	男性	女性
5 訪問育児サポーター利用人数	138 人	1 人	137 人
5 ファミリー・サポート・センター会員数	1,108 人	90 人	1,018 人

取組項目⑤ 就労支援の充実

事業番号・指標	R5実績	男性	女性
20 高等職業訓練促進給付金等支給者数	9 人	0 人	9 人

取組方針 2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する

取組項目⑥ 事業所における女性登用の積極的推進

事業番号・評価指標	R5実績	男性	女性
21 管理職の職員数(管理職に占める女性職員の割合)※	124 人	99 人	25 人
21 係長職の職員数(係長級に占める女性職員の割合)※	885 人	477 人	408 人

※暫定再任用職員（フルタイム）、統括指導主事、指導主事、幼稚園教諭、小学校教諭及び中学校教諭である者を含む。

取組項目⑦ 意思決定過程への女性の参画促進

事業番号・評価指標	R5実績	男性	女性
23 審議会等の委員数(審議会等における女性委員の登用割合)	2,106 人	1,340 人	766 人
24 すぎなみちよこトーク参加者数 (無作為抽出により参加者を募集する区民意見交換会のほか、ワークショップ等に参加した女性の比率)	47 人	23 人	24 人

取組項目⑧ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進

事業番号・指標	R5実績	男性	女性
26 防災会議の委員数(防災会議における女性委員の登用割合)※	33 人	28 人	4 人
27 防災講座参加者数(女性向けの防災講座の開催回数)	109 人	67 人	42 人

※総委員数には、性別非公表 1 名を含む。

取組方針 3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する

取組項目⑨ 区民・地域に対する男女共同参画の啓発

事業番号・指標	R5実績	男性	女性
29 情報・資料コーナー利用者数	2,631 人	535 人	2,096 人

取組項目⑩ 学校教育における男女共同参画の啓発

事業番号・指標	R5実績	男性	女性
34 教職員に対する人権教育研修	295 人	117 人	178 人

取組方針 4 女性に対するあらゆる暴力を根絶する

取組項目⑫ 配偶者暴力等に関わる相談体制の充実

事業番号・指標	R5実績	男性	女性
38 配偶者等からの暴力についての相談件数	673 件	42 件	631 件

取組方針5 女性の健康と生活の困難を支援する

取組項目⑭ ひとり親家庭支援の充実

事業番号・指標	R5実績	男性	女性
46 ひとり親家庭等ホームヘルプサービス利用世帯数	23 世帯	1 世帯	22 世帯
47 母子・父子自立支援員の相談件数	5,479 件	109 件	5,370 件

取組項目⑮ 女性がいきいきと暮らせる健康づくり

事業番号・指標	R5実績	男性	女性
50 不妊相談	62 件	8件	54 件

取組項目⑯ 女性の生活に関わる相談体制の充実

事業番号・指標	R5実績	男性	女性
52 男女平等推進センター相談件数(一般相談)	664 件	34 件	630 件
52 男女平等推進センター相談件数(法律相談)	95 件	-件	95 件

計画の推進に向けて

事業番号・指標	R5実績	男性	女性
3 ハラスメント防止に関する研修参加人数	997 人	516 人	481 人
4 職員研修参加人数(新任研修等)	256 人	92 人	164 人

(2) 杉並区における意思決定過程への女性参画状況

1 議会

(令和6年4月1日現在)

	総議員数(※1)	女性議員数	女性議員の割合
区議会議員	48	24	50.0%

(※1)総議員数には、性別非公表1名を含む

2 審議会等(※2)

(令和6年4月1日現在)

	委員会数	全委員数	女性委員数	女性委員の割合
附属機関	46	724	249	34.4%
懇談会等	38	1,321	519	39.3%
合 計	84	2,045	768	37.6%

(※2)令和5年度実績(事業No.23)は、令和5年4月1日時点を基準日としているため、上記数値とは異なる。

3 職員(特別職を除き、暫定再任用フルタイム勤務職員を含む)(※3)

()内は暫定再任用職員(フルタイム)、統括指導主事、指導主事、幼稚園教諭、小学校教諭及び中学校教諭である者を除いた内数。(令和6年4月1日現在)

		事務系	福祉系	技術系	技能系	合計
管理職	全体	100 (67)	1 (1)	27 (25)	0 (0)	128 (93)
	女性	23 (11)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	30 (18)
	女性の割合	23.0% (16.4%)	0% (0%)	25.9% (28.0%)	0% (0%)	23.4% (19.4%)
係長職	全体	507 (441)	179 (171)	167 (154)	50 (45)	903 (811)
	女性	207 (183)	139 (133)	75 (71)	6 (5)	427 (392)
	女性の割合	40.8% (41.5%)	77.7% (77.8%)	44.9% (46.1%)	12.0% (11.1%)	47.3% (48.3%)
一般職	全体	1,181 (1,089)	857 (847)	297 (292)	217 (194)	2,552 (2,422)
	女性	675 (600)	747 (740)	169 (168)	40 (30)	1,631 (1,538)
	女性の割合	57.2% (55.1%)	87.2% (87.4%)	56.9% (57.5%)	18.4% (15.5%)	63.9% (63.5%)
合 計	全体	1,788 (1,597)	1,037 (1,019)	491 (471)	267 (239)	3,583 (3,326)
	女性	905 (794)	886 (873)	251 (246)	46 (35)	2,088 (1,948)
	女性の割合	50.6% (49.7%)	85.4% (85.7%)	51.1% (52.2%)	17.2% (14.6%)	58.3% (58.6%)

(※3)令和5年度実績(事業No.21)は、令和5年4月1日時点を基準日としているため、上記数値とは異なる。